

私立学校関係事務の手引き

————— 第四次改訂版 —————

令和 7 年 4 月

静岡県健康福祉部
こども若者局私学振興課

【手引きについて】

- 1 この手引きは、静岡県知事が所轄する学校法人及び準学校法人（以下「学校法人等」）、並びに私立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校）を対象に作成しています。
- 2 この手引きや各申請書等の様式は県ホームページにも掲載していますので、認可申請等を行う場合、適宜最新の様式をダウンロードして御利用ください。各申請書等の様式は、原則として日本産業規格A4縦型又はA4横型で作成してください。
- 3 必要に応じて、各申請書等の様式に記載のない添付書類の提出を求める場合があります。
- 4 各申請書等の様式における押印は不要としています。
- 5 認可申請等を行う場合、事前に私学振興課と十分協議してください。その場合、あらかじめ関係法令、各種基準・ガイドライン、学習指導要領等に適合することを確認した上で御提出ください。

目 次

様式番号	様式名	頁
I 学校法人様式編		
1	寄附行為認可申請書	2
2	寄附行為変更認可申請書	4
3	寄附行為変更届	7
4	学校法人解散認可申請書	9
5	学校法人合併認可申請書	11
6	学校法人組織変更認可申請書	13
7の1	理事長変更届	15
7の2	代表業務執行理事変更届	16
7の3	理事変更届	17
7の4	監事変更届	18
7の5	評議員変更届	19
7の6	会計監査人変更届	20
7の1～3付表	新旧対照表（理事長、代表業務執行理事、理事）	21
7の4付表	新旧対照表（監事）	23
7の5付表	新旧対照表（評議員）	25
7の6付表	新旧対照表（会計監査人）	27
8	登記完了届	29
9	資産総額変更届	31
10	学校法人解散届	33
11	清算人就職届	35
12	学校法人解散登記完了届	37
13	清算終了届	38
14	学校法人清算終了登記完了届	40
15	一時理事選任請求書	41
16	理事長職務代理等開始届	43
17	理事長職務代理等終了届	44
II 学校様式編		
1	学校設置認可申請書	46
1の1	設置要項	49
2	学校廃止認可申請書	50
2の1	廃止要項	52
3	学校設置者変更認可申請書	53
3の1	設置者変更要項	56
4	学科設置認可申請書	57
5	学科廃止認可申請書	59
6	課程設置認可申請書	61
7	課程廃止認可申請書	63

8	目的変更認可申請書	65
8の1	目的変更要項	67
9	収容定員に係る学則変更認可申請書	68
9の1	変更要項	71
10	広域の通信制課程に係る学則変更認可申請書	72
11	学校設置計画書	74
12	目的変更届	77
13	名称変更届	79
14	位置変更届	81
15の1	学則変更届（小・中・高等学校用）	83
15の2	園則変更届（幼稚園用）	85
15の3	学則変更届（専修学校・各種学校用）	87
16	経費の見積り及び維持方法の変更届	90
17の1	校地に関する権利の取得（処分）届	92
17の2	校舎等に関する権利の取得（処分）届	93
18	校地校舎等の用途変更届	96
19	校舎等の新築（改築・増築）届	98
20	二部授業実施届	100
21	専攻科（別科）の設置届	102
22	専攻科（別科）の廃止届	104
23	校長採用届	106
24	校長解職届	108
25	臨時休業等実施報告書	110
26	生徒（園児）募集停止報告書	111
27	授業停止（休校）届	113
28	災害による被害状況報告	115
29の1	生徒（児童、園児）事故・事件報告書	116
29の2	体罰・不適切指導に関する報告書	117
29の3	教職員事故・事件報告書	118
30	海外修学旅行実施届	119
31	学校学生生徒旅客運賃割引証交付願	120
Ⅲ 証明願編		
1	証明願（登録免許税）	122
2	特定公益増進法人であることの証明申請書	124
2の1	特定公益増進法人に係る寄付金募集実績報告書	126
	（様式例）寄付金募集実績報告書	127
3	租税特別措置法施行令に掲げる法人であることの証明申請書	128
3の1	（様式例）贈与財産の概要	129
4	税額控除に係る証明申請書	130
5	証明願（認可）	136
6	証明願（学則）	138

IV 作成例編		
1の1、2	寄附行為	141
2	寄附行為変更の条項及び理由（新旧含む）	163
3	学校法人設立発起人会決議録	164
4	学校法人の役員等名簿	167
5の1	理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類	168
5の2	監事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類	170
5の3	評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類	172
5の4	会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類	174
6の1	理事長就任承諾書（法人設立）	176
6の2	代表業務執行理事就任承諾書（法人設立）	177
6の3	理事長就任承諾書（法人設立）	178
6の4	監事就任承諾書（法人設立）	179
6の5	評議員就任承諾書（法人設立）	180
6の6	会計監査人就任承諾書（法人設立）	181
7の1	理事長就任承諾書	182
7の2	代表業務執行理事就任承諾書	183
7の3	理事就任承諾書	184
7の4	監事就任承諾書	185
7の5	評議員就任承諾書	186
7の6	会計監査人就任承諾書	187
8の1	理事長辞任届	188
8の2	代表業務執行理事辞任届	189
8の3	理事辞任届	190
8の4	監事辞任届	191
8の5	評議員辞任届	192
8の6	会計監査人辞任届	193
9	履歴書	194
10	誓約書	196
11の1	残余財産の処分に関する事項を記載した書類	197
11の2	寄附受納確約書	198
11の3	清算書	199
12	理由書（合併）	200
13	理事会議事録、評議員会議事録	201
14	財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類	204
15	寄附申込書	207
16	不動産の権利の所属についての登記所の証明書類一覧	209
17	価格評価書	210
18の1	事業計画	213
18の2	収支予算書（決算書）	214
19	創立費調書	221
20	負債償還計画書	223

21	貸借対照表	224
22の1	施設・設備調書（計画）	226
22の2	施設・設備調書（変更）	228
22の3	施設・設備調書（共用）	230
23の1	校舎明細表（計画）	232
23の2	校舎明細表（共用）	233
23の3	園舎明細表	234
24の1	学級編制表（小中高）	235
24の2	学級編制表（幼稚園）	236
24の3	学級編制表（専修各種）	237
25	教職員組織表	238
26	教職員名簿	239
27	人件費内訳表	240
28	教職員別担当時間数表	241
29	変更予定年度及び前年度の収支計算書の状況	242
30	学則（高等学校）	243
31	園則	253
32	学則（専修学校）	256
33	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の就任承諾書	263
34	資金計画書	267
35	校舎等建築計画概要書	268
VI その他		
1～11	納付金引き上げに係る事前説明（小中高）	270

I 学校法人様式編

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
設立代表者名 氏 名

学校法人〇〇学園寄附行為認可申請書

学校法人〇〇学園を設立したいので、私立学校法第23条第1項の規定により、関係書類を添えて寄附行為の認可を申請します。

[添付書類]

- 1 寄附行為（作成例1）
- 2 設立趣意書
- 3 設立決議録（作成例3）
- 4 設立代表者の履歴書（作成例9）
- 5 学校法人の役員等名簿（作成例4）
- 6 理事・監事・評議員・会計監査人に関する書類（作成例5、6、9）
（私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類、就任承諾書、履歴書添付）
- 7 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
- 8 寄附申込書（作成例15）
- 9 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例16）
- 10 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書（作成例17）
- 11 2年間の事業計画及びこれに伴う予算書（作成例18）
- 12 創立費調書（作成例19）
- 13 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（作成例20）
- 14 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他の建物の配置図
 - ③校舎の平面図

I 様式1

【概要】

- ・学校法人等の設立は、
 - (1) 学校をはじめて設置し運営するために設立する場合
 - (2) 既に設置されている学校を運営するために設立する場合 がある。
- ・学校をはじめて設置する場合は、学校法人等の設立と併せて学校設置認可が、既設校を運営するために設置する場合は、併せて設置者変更認可がそれぞれ必要になる。
- ・学校法人等の設立は、
 - (1) 計画書の審査、(2) 認可申請書の審査の2段階で審査を行う。

【根拠法令】

- ・私立学校法第23条第1項（準学校法人は同法第152条第6項において準用）
- ・私立学校法施行規則第3条第5項（準学校法人は同規則第56条において準用）

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 専修・各種学校のみを設置する場合は「私立学校法第152条第6項において準用する同法第23条第1項」とすること。
- 3 設立趣意書は、設立するにあたっての経緯、目的及びねらい等（趣旨）を、A4版2枚以内を目安に作成すること。必要に応じて参考資料を添付すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

学校法人〇〇学園寄附行為変更認可申請書

学校法人〇〇学園の寄附行為を別紙のとおり変更したいので、私立学校法第108条第3項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

A 学校設置、課程設置、学科設置、収益事業開設の場合

- 1 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類（新旧対照表含む）（作成例2）
- 2 寄附行為（変更前、変更後）
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 寄附申込書（作成例15）
- 5 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例16）
- 6 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 7 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書（作成例17）
- 8 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他の建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 9 2年間の事業計画及びこれに伴う予算書（作成例18）
- 10 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（作成例20）
- 11 開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
- 12 開設年度の前々年度の貸借対照表（作成例21）及び収支決算書（作成例18）
- 13 開設年度の前年度の予算書（作成例18）
- 14 創立費調書（作成例19）
- 15 登記事項証明書

I 様式2

B 学校廃止、課程廃止、学科廃止、収益事業廃止の場合

- 1 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類（新旧対照表含む）（作成例2）
- 2 寄附行為（変更前、変更後）
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
- 6 2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 7 登記事項証明書

C 私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の私立学校又は課程等を設置する場合

- 1 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類（新旧対照表含む）（作成例2）
- 2 寄附行為（変更前、変更後）
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
- 5 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他の建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 6 登記事項証明書

D その他の場合

- 1 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類（新旧対照表含む）（作成例2）
- 2 寄附行為（変更前、変更後）
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 登記事項証明書

I 様式2

【概要】

- ・ 寄附行為を変更する場合、以下の届出事項を除き認可が必要となる。

〔届出事項〕

- ・ 学校、課程、学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更
- ・ 所轄庁の変更を伴わない事務所所在地の変更
- ・ 公告の方法の変更

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 108 条第 3 項（準学校法人は同法第 152 条第 6 項において準用）
- ・ 私立学校法施行規則第 44 条（準学校法人は同規則第 56 条において準用）

【留意事項】

- 1 提出部数は 2 部
- 2 専修・各種学校のみを設置する法人の場合は「私立学校法第 152 条第 6 項において準用する同法第 108 条第 3 項」とすること。
- 3 「寄附行為変更後 2 年間」とは、寄附行為変更認可申請年度の翌年度及び翌々年度の 2 ヶ年をいう。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長 氏 名

学校法人〇〇学園寄附行為変更届

学校法人〇〇学園の寄附行為を変更したので、私立学校法第108条第5項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更する理由
- 2 変更時期

[添付書類]

- 1 寄附行為（変更前、変更後）
- 2 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類（新旧対照表添付）
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 登記事項証明書

I 様式3

【概要】

・ 寄附行為を変更する場合、以下の事項については届出となる。

○学校、課程、学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更

○所轄庁の変更を伴わない事務所所在地の変更

○公告の方法の変更

これらの事項以外については、認可が必要となる。

【根拠法令】

・ 私立学校法第 108 条第 5 項（準学校法人は同法第 152 条第 6 項において準用）

【留意事項】

1 専修・各種学校のみを設置する法人の場合は「私立学校法第 152 条第 6 項において準用する同法第 108 条第 5 項」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

学校法人〇〇学園解散認可申請書

学校法人〇〇学園を下記の事由により解散したいので、私立学校法第109条第3項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

解散の事由

[添付書類]

- 1 理由書
- 2 法第109条第1項第1号及び第2項に規定する手続に規定する手続を経たことを証する書類
- 3 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
 - ① 残余財産の処分について決議した理事会及び評議員会議事録又は決議録の写し
 - ② 残余財産を受諾する側の理事会等の議事録又は決議録の写し
 - ③ 残余財産を受諾することを確約する書面の写し（作成例11）
 - ④ 残余財産を受諾する側の寄附行為、定款等
 - ⑤ その他、残余財産の処分について参考となる書類
- 5 寄附行為
- 6 登記事項証明書

I 様式4

【概要】

- ・学校法人の解散には、以下の事由がある。(私立学校法第109条)
- ・第1号、第3号のときは本申請を行う。

区分	解散の事由	手続
1号	理事会の決議による決定	解散認可申請
2号	寄附行為に定めた解散事由の発生	届出
3号	目的たる事業の成功の不能	解散認可申請
4号	学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人との合併	合併認可申請
5号	破産手続開始の決定	届出
6号	私立学校法第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令	知事の解散命令

【根拠法令】

- ・私立学校法第109条第3項 (準学校法人は同法第152条第6項において準用)
- ・私立学校法施行規則第47条 (準学校法人は同規則第56条において準用)

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 専修・各種学校の場合は「私立学校法第152条第6項で準用する同法第109条第3項」とすること。
- 3 認可後は解散登記を行い、登記完了後は速やかに、解散登記が完了した旨の届出を提出し、学校法人等解散後は、私立学校法の規定に基づき、清算手続きが必要となる。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長
所在地
学校法人名
理事長

学校法人〇〇及び学校法人〇〇合併認可申請書

学校法人〇〇学園と学校法人〇〇学園を合併したいので、私立学校法第126条第3項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 理由書（作成例12）
- 2 法第126条第1項及び第2項に規定する手続を経たことを証する書類
- 3 法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 合併後存続する法人の寄附行為
- 6 合併後存続する法人の役員等名簿（作成例4）
- 7 合併後存続する法人の理事・監事・評議員・会計監査人に関する書類（作成例5、6、9）
（私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類、就任承諾書、履歴書添付）
- 8 合併後2年の事業計画及びこれに伴う予算書（作成例18）
- 9 合併前の法人の寄附行為
- 10 合併前の法人の貸借対照表（作成例21）
- 11 合併前の法人の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
- 12 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例16）
- 13 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 14 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書（作成例17）
- 15 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他の建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 16 存続する法人の設置する私立学校の学則
- 17 登記事項証明書

I 様式5

【概要】

- ・学校法人等の合併には、吸収合併と新設合併がある。
- ①新設合併：合併によって新たな学校法人等を設立する場合
 - ・合併しようとする全ての学校法人等が解散
 - ・学校法人等の設立に関する事務は、各学校法人等が選任した者が共同して行う
- ②吸収合併：1つの学校法人等が他の学校法人等を吸収して存続する場合
 - ・吸収される学校法人等は解散
- ・合併する場合、認可が必要である。

【根拠法令】

- ・私立学校法第126条第3項（準学校法人は同法第152条第6項において準用）
- ・私立学校法施行規則第48条（準学校法人は同規則第56条において準用）

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 専修・各種学校の場合は、「私立学校法第152条第6項で準用する同法第126条第3項」とすること。
- 3 「合併後3年間」とは、合併認可申請年度の翌年度及び翌々年度及び翌々々年度の3か年をいう。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

学校法人〇〇学園組織変更認可申請書

学校法人〇〇学園の組織を別紙のとおり変更したいので、私立学校法第 152 条第 7 項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類（新旧対照表含む）（作成例 2）
- 2 寄附行為（変更前、変更後）
- 3 理由書
- 4 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 5 寄附申込書（作成例 15）
- 6 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例 16）
- 7 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 8 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書（作成例 17）
- 9 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- 10 2年間の事業計画及びこれに伴う予算書（作成例 18）
- 11 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（作成例 20）
- 12 開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例 14）
- 13 開設年度の前々年度の貸借対照表（作成例 21）及び収支決算書（作成例 18）
- 14 開設年度の前年度の予算書（作成例 18）
- 15 学校法人の役員等名簿（作成例 4）
- 16 理事・監事・評議員・会計監査人に関する書類（作成例 5、6、9）
（私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類、就任承諾書、履歴書添付）
- 17 創立費調書（作成例 19）
- 18 登記事項証明書

I 様式6

【概要】

- ・学校法人等の組織変更には、「準学校法人」が「学校法人」に変更するものと、「学校法人」が「準学校法人」に変更するものがある。
- ・組織変更に伴い、学校の設置、廃止または設置者の変更を行う場合は、それぞれの手続が必要となる。

【根拠法令】

- ・私立学校法第 152 条第 7 項
- ・私立学校法施行規則第 57 条

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 準学校法人が学校法人になろうとする場合は、「学校法人」を「準学校法人」とする。
- 3 「組織変更後2年間」とは、組織変更認可申請年度の翌年度及び翌々年度の2カ年をいう。

I 様式7の1

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

理 事 長 氏 名

理 事 長 変 更 届

本法人の理事長を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

[添付書類]

- 1 新旧対照表（付表）
- 2 就任承諾書（作成例7）
- 3 履歴書（作成例9）
- 4 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（作成例5）
- 5 寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
- 6 辞任届（辞任の場合のみ）（作成例8）
- 7 寄附行為
- 8 登記事項証明書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

代表業務執行理事変更届

本法人の代表業務執行理事を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

[添付書類]

- 1 新旧対照表（付表）
- 2 就任承諾書（作成例7）
- 3 履歴書（作成例9）
- 4 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（作成例5）
- 5 寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
- 6 辞任届（辞任の場合のみ）（作成例8）
- 7 寄附行為
- 8 登記事項証明書

I 様式7の3

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

理 事 長 氏 名

理 事 変 更 届

本法人の理事を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

[添付書類]

- 1 新旧対照表（付表）
- 2 就任承諾書（作成例7）
- 3 履歴書（作成例9）
- 4 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（作成例5）
- 5 寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
- 6 辞任届（辞任の場合のみ）（作成例8）
- 7 寄附行為

I 様式7の4

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

理 事 長 氏 名

監 事 変 更 届

本法人の監事を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

[添付書類]

- 1 新旧対照表（付表）
- 2 就任承諾書（作成例7）
- 3 履歴書（作成例9）
- 4 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（作成例5）
- 5 寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
- 6 辞任届（辞任の場合のみ）（作成例8）
- 7 寄附行為

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

理 事 長 氏 名

評 議 員 変 更 届

本法人の評議員を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

[添付書類]

- 1 新旧対照表（付表）
- 2 就任承諾書（作成例7）
- 3 履歴書（作成例9）
- 4 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（作成例5）
- 5 寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
- 6 辞任届（辞任の場合のみ）（作成例8）
- 7 寄附行為

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

理 事 長 氏 名

会 計 監 査 人 変 更 届

本法人の会計監査人を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

[添付書類]

- 1 新旧対照表（付表）
- 2 就任承諾書（作成例7）
- 3 履歴書（作成例9）
- 4 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（作成例5）
- 5 寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
- 6 辞任届（辞任の場合のみ）（作成例8）
- 7 寄附行為

様式7の1～3付表

学校法人名	
-------	--

【理事長・代表業務執行理事・理事】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
理事長								
代表業務執行理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								

理事数	定数	名	現員	名
-----	----	---	----	---

任期	
----	--

理事選任機関	
--------	--

選任条項（理事長）

--	--

選任条項（代表業務執行理事）

選任条項（理事）	定数	現員
----------	----	----

合計			
----	--	--	--

(備考)

【理事長・代表業務執行理事・理事】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
理事長	〇〇	15-2	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	〇〇	(旧)5-2		R7. 6. 30
代表業務 執行理事	●●	15-3, 15-4	就任	R7. 6. 30				
理事	□□	8-1-1	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	□□	(旧)7-1-1		R7. 6. 30
理事	☆☆	8-1-2	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	☆☆	(旧)7-1-2		R7. 6. 30
理事	◇◇	8-1-2	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	◇◇	(旧)7-1-2		R7. 6. 30
理事					■ ■	(旧)7-1-2	任期満了	R7. 6. 30
理事					▲ ▲	(旧)7-1-3	任期満了	R7. 6. 30
理事					▼ ▼	(旧)7-1-3	任期満了	R7. 6. 30
理事	◆ ◆	8-1-2	就任	R7. 6. 30				
理事	★ ★	8-1-2	就任	R7. 6. 30				
理事	(欠員)	8-1-2						

理事数	定数	6~7	名	現員	5	名
任期	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで					
理事選任機関	7-1	この法人の理事選任機関は、評議員会とする				

選任条項 (理事長)	
15-2	理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。

選任条項 (代表業務執行理事)	
15-3	理事 (理事長を除く。)のうち1名以内を副理事長とし、理事会の決議に依って選定する。
15-4	副理事長をもって私立学校法第三十七条第三項の代表業務執行理事とする。

選任条項 (理事)		定数	現員
8-1-1	学長 (校長) のうちから評議員会において選任した者	1	1
8-1-2	前号に掲げる者のほか、評議員会において選任した者	2名以上4名以内	4
合計		6~7	5

(備考)

- 1 〇〇は理事長を重任 (条項変更)。
- 2 ●●が代表業務執行理事に就任。
- 3 □□、☆☆、◇◇は理事を重任 (条項変更)。
- 4 ■ ■、▲ ▲、▼ ▼は任期満了により理事を退任。
- 5 ◆ ◆、★ ★が理事に就任。
- 6 2号理事1名の欠員は、令和7年7月中に選任予定。

様式7の4付表

学校法人名	
-------	--

【監 事】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
監事								
監事								
監事								
監事								

監事数	定数	名	現員	名
任 期				

選任条項 (監事)	定数	現員
合 計		

(規定している場合) 寄附行為上の常勤監事の選任条項	
常勤監事 氏名	

(備考)

- 1
- 2
- 3

【監 事】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
監事	〇〇	25-1	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	〇〇	(旧)10-1		R7. 6. 30
監事					■■	(旧)10-1	任期満了	R7. 6. 30
監事	▲▲	25-1	就任	R7. 6. 30				
監事	★★	25-1	就任	R7. 6. 30				

監事数	定数	2~3	名	現員	3	名
任期	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで					

選任条項 (監事)		定数	現員
25-1	監事は、評議員会の決議によって選任する。	2~3	3
合 計		2~3	3

(規定している場合) 寄附行為上の常勤監事の選任条項	
30	監事のうち一名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。
常勤監事 氏名	栃木 三郎

(備考)

- 1 〇〇は監事を重任（条項変更）。
- 2 ▲▲と★★が監事に就任。
- 3 ■■は任期満了により監事を退任。

様式7の5付表

学校法人名	
-------	--

【評議員】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								

評議員数	定数	名	現員	名
任期				

選任条項 (評議員)		定数	現員
合計			

(備考)

【評議員】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
評議員	○○	33-1-1	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	○○	(旧)24-1-1		R7. 6. 30
評議員	□□	33-1-1	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	□□	(旧)24-1-1		R7. 6. 30
評議員					●●	(旧)24-1-1	任期満了	R7. 6. 30
評議員	△△	33-1-2	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	△△	(旧)24-1-2		R7. 6. 30
評議員					■	(旧)24-1-2	任期満了	R7. 6. 30
評議員	▲▲	33-1-2	就任	R7. 6. 30				
評議員	◇◇	33-1-3	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	◇◇	(旧)24-1-3		R7. 6. 30
評議員	☆☆	33-1-3	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	☆☆	(旧)24-1-3		R7. 6. 30
評議員	▽▽	33-1-3	重任 (条項変更)	R7. 6. 30	▽▽	(旧)24-1-3		R7. 6. 30
評議員					◆◆	(旧)24-1-3	辞任	R7. 6. 15
評議員					(欠員)	(旧)24-1-3		
評議員	★★	33-1-3	就任	R7. 6. 30				
評議員	▼▼	33-1-3	就任	R7. 6. 30				

評議員数	定数	7~9	名	現員	8	名
任期	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで					

選任条項 (評議員)		定数	現員
33-1-1	この法人の職員のうちから選任した者 2名以上3名以内	2~3	2
33-1-2	この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上ものうちから選任した者 2名	2	2
33-1-3	学識経験者のうちから選任した者 5名以上6名以内	5~6	5
合計		9~11	9

(備考)

- 1 ○○、□□、△△、◇◇、☆☆、▽▽は評議員を重任 (条項変更)。
- 2 ●●、■は任期満了により評議員を退任。
- 3 ◆◆は、任期途中で評議員を辞任。
- 4 ▲▲、★★、▼▼が評議員に就任。

様式7の6付表

学校法人名	
-------	--

【会計監査人】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
会計監査人								

会計監査人数	定数	名	現員	名
--------	----	---	----	---

任期	
----	--

選任条項 (会計監査人)	定数	現員
合計		

(備考)

1

2

記入例

学校法人 _____

【会計監査人】新旧対照表

役職	(新)				(旧)			
	氏名	選任条項	変更	年月日	氏名	選任条項	変更	年月日
会計監査人	〇〇 (公認会計士)	51-1	就任	R7.6.30				

会計監査人数	定数	1	名	現員	1	名
--------	----	---	---	----	---	---

任 期	選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで
-----	--

選任条項 (会計監査人)		定数	現員
51-1	会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。	1	1
合 計		1	1

(備考)

1 〇〇 (公認会計士) が会計監査人に就任。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

登 記 完 了 届

〇〇〇〇について登記を完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、届け出ます。

1 登記の事由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 登記年月日 令和 年 月 日

[添付書類]

登記事項証明書の写し

I 様式8

【概要】

- ・学校法人等は、政令の定めるところにより登記をしなければならない。
- ・登記事項の変更等を行い、その登記が完了した場合は届出が必要である。

【根拠法令】

- ・私立学校法施行令第6条第1項

【留意事項】

- 1 学校法人は、次の事項に変更を生じたときは、組合等登記令に基づいて変更の登記をし、届け出ること。
 - (1) 目的及び業務
 - (2) 名称
 - (3) 事務所
 - (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - (5) 資産の総額（様式9による）
 - (6) 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
 - (7) 設置する私立学校（専修学校・各種学校を含む。）の名称
- 2 次の登記を行う場合は、それぞれの届出によること。
 - 理事長の変更に係る登記 … 理事長変更届（様式7の1）
 - 解 散 の 登 記 … 学校法人解散登記完了届（様式13）
 - 清 算 結 了 の 登 記 … 学校法人清算終了登記完了届（様式15）

I 様式9

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

資 産 総 額 変 更 届

本法人の資産総額の変更登記を行いましたので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により登記事項証明書を添えて届け出ます。

1 変更年月日 令和 年 月 日

2 登記年月日 令和 年 月 日

[添付書類]

登記事項証明書の写し

【概要】

- ・学校法人等は、毎年度決算確定後、資産総額の変更登記が必要である。
- ・変更登記を行った後は、県へ届出が必要である。

【根拠法令】

- ・私立学校法施行令第6条第1項

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

清算人代表 氏 名

学校法人解散届

学校法人〇〇学園は、次のとおり解散したので、私立学校法第109条の規定により届け出ます。

- 1 解散の事由
- 2 解散の年月日

I 様式 10

【概要】

学校法人の解散には、以下の事由がある。(私立学校法第 109 条)

第 2 号、第 5 号の場合に、本様式によって届け出ること。

区分	解散の事由	手続
1 号	理事会の決議による決定	解散認可申請
2 号	寄附行為に定めた解散事由の発生	届出
3 号	目的たる事業の成功の不能	解散認可申請
4 号	学校法人又は私立学校法第 152 条第 5 項の法人との合併	合併認可申請
5 号	破産手続開始の決定	届出
6 号	私立学校法第 135 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令	知事の解散命令

【根拠法令】

- ・私立学校法第 109 条第 3 項 (準学校法人は同法第 152 条第 6 項において準用)
- ・私立学校法施行規則第 47 条 (準学校法人は同規則第 56 条において準用)

【留意事項】

- 1 専修・各種学校の場合は「私立学校法第 152 条第 6 項で準用する同法第 109 条」とすること。

I 様式 11

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

清 算 人 氏 名

清算人就職届

年 月 日をもって学校法人〇〇学園の清算人に就職したので、私立学校法第115条の規定により届け出ます。

[添付書類]

- 1 清算人の履歴書（作成例9）
- 2 誓約書（作成例10）

I 様式 11

【概要】

- ・清算人が清算中に就職した場合は、届出が必要である。

【根拠法令】

- ・私立学校法第115条

【留意事項】

- 1 専修・各種学校の場合は「私立学校法第152条第6項で準用する同法第115条」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

清算人代表 氏 名

学校法人解散登記完了届

学校法人〇〇学園の解散の登記を完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、届け出ます。

1 登記の事由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 登記年月日 令和 年 月 日

[添付書類]

登記事項証明書の写し

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

清算人代表 氏 名

清算終了届

学校法人〇〇学園は 年 月 日解散し、 年 月 日清算を結了したので、私立学校法第122条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

[添付書類]

- 1 清算書（作成例11）
- 2 残余財産の帰属を証する書類

I 様式 13

【留意事項】

- 1 専修・各種学校の場合は、「私立学校法第152条第6項で準用する同法第122条」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

清算人代表 氏 名

学校法人清算終了登記完了届

学校法人〇〇学園の清算終了の登記を完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、届け出ます。

1 登記の事由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 登記年月日 令和 年 月 日

[添付書類]

登記事項証明書の写し

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
利害関係人 氏 名

一時理事選任請求書

学校法人〇〇学園の理事が欠け事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるの
で、私立学校法第 34 条第 2 項の規定により、次のとおり一時理事を選任されるよう関係書
類を添えて請求します。

- 1 請求の理由
- 2 一時理事候補者

氏 名	住 所	生年月日
1		
2		

[添付書類]

- 1 一時理事候補者の、選任されれば一時理事に就任する意思のあることを示す同意書
- 2 一時理事候補者の誓約書及び履歴書
- 3 寄附行為の抄本（根拠条文の写し）

I 様式 15

【留意事項】

- 1 請求の理由については、理事が欠け事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあること、請求者と法人との関係等を具体的に記載すること。
- 2 専修・各種学校の場合は、「私立学校法第 152 条第 6 項で準用する同法第 34 条第 2 項」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
代表者 理事長 氏 名

理事長職務代理等開始届

学校法人〇〇学園の理事長の職務を下記の者が代理（代行）することとなったので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 理事長の職務を代理（代行）する理事
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
- 2 職務代理等の開始年月日
- 3 職務代理等の終了予定年月日
- 4 職務代理等の理由

[添付書類]

- 1 寄附行為
- 2 法人の理事会の議事録の写し
- 3 職務代理等の理由を裏付ける書類

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
代表者 理事長 氏 名

理事長職務代理等終了届

学校法人〇〇学園の理事長の職務の代理（代行）を終了したので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 職務代理（代行）理事
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
- 2 職務代理等の終了年月日
- 3 職務代理等の終了理由

[添付書類]

- 1 法人の理事会の議事録の写し

Ⅱ 学校様式編

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

〇〇学校設置認可申請書

〇〇学校を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 設置要項（様式1の1）
- 2 設置趣意書
- 3 学則
- 4 施設・設備調書（作成例22）
- 5 校舎明細表（作成例23）
- 6 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 7 飲料水に関する証明書（上水道：市町長の使用証明書、それ以外：検査結果証明書等）
- 8 学級編制表（作成例24）
- 9 教職員組織表（作成例25）
- 10 教職員名簿（作成例26）
- 11 教職員人件費内訳表（作成例27）
- 12 校長及び教員の履歴書（作成例9）、校長及び教員の最終学校卒業証書の写し又は卒業証明書、校長及び教員の誓約書（作成例10）、校長及び教員の教育職員免許状の写し、校長及び教員の身体検査書
- 13 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（作成例28）
- 14 学校医等の就任承諾書（作成例33）
- 15 創立費調書（作成例19）
- 16 設置後3年間の事業計画書及び収支予算書（作成例18）
- 17 設置する学校に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例16）

Ⅱ 様式 1

18 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類

19 設置者関係書類

(1) 設置者が法人の場合（既存の法人の場合）

ア 寄附行為等

イ 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例 14）

ウ 法人の登記簿謄本（既存の法人のみ）

エ 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人新設の場合は、設立決議録）

オ 理事長（法人新設の場合は、設立代表者）の履歴書（Ⅲ 作成例 9）

(2) 設置者が個人の場合

ア 設置者の履歴書（作成例 9）及び誓約書（作成例 10）

イ 設置者の住民票及び印鑑登録証明書

（夜間において授業を行う学校のみ）

照度証明書

Ⅱ 様式 1

【概要】

- ・学校の設置は、
 - 1 計画書の審査
 - 2 認可申請書の審査の2段階で審査を行う。

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項（中高）
- ・学校教育法第130条第1項（専修）
- ・学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項（各種）

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 幼稚園の場合は「学校、学則、校地、校舎」を「幼稚園、園則、園地、園舎」と読み替える。
- 3 本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合には、設立代表者名で行うこと。
また、設置者が個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。
- 4 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」、各種学校の場合は「学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項」とすること。
- 5 設置趣意書は、設置するにあたっての経緯、目的及びねらい等（趣旨）を、A4版2枚以内を目安に作成すること。必要に応じて参考資料を添付すること。

設 置 要 項

- 1 目的
- 2 名称
- 3 課程（分野）の名称
- 4 位置
- 5 経費及び維持方法
- 6 開設の時期
年 月 日

(注)

- 1 「3 課程（分野）の名称」高等学校、専修・各種学校の設置の場合のみ記載すること。それ以外の場合は、4以下の項目番号を順次繰り上げること。
- 2 「5 経費及び維持方法」は、授業料、入学料、入学検定料その他の費用をもって維持経営する等、方法を具体的に記載すること。

Ⅱ 様式2

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

〇〇学校廃止認可申請書

〇〇学校を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 廃止要項（様式2の1）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 3 学校の沿革及び生徒数の推移（過去5年間）
- 4 設置者の住民票及び印鑑登録証明書（個人立の場合のみ）

Ⅱ 様式2

【概要】

- ・入学希望者等の減少などにより既存の学校を廃止する場合、認可が必要である。
- ・学校を廃止する場合は、在校生に不利益が及ばないよう、廃止までに在校生全員が卒業できるようにあらかじめ生徒募集を停止する等、計画的に進めること。

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項（中高）
- ・学校教育法第130条第1項（専修）
- ・学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項（各種）

【留意事項】

- 1 提出部数2部
- 2 学校法人の場合は、寄附行為の変更又は解散の手続きを同時に行うこと。
- 3 幼稚園の場合は「学校」を「幼稚園」と読み替える。
- 4 沿革は、設置認可から申請時までの重要な事項について年度別に記載すること。
- 5 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」、各種学校の場合は「学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項」とすること。

廃止要項

- 1 名称
- 2 位置
- 3 廃止の理由
- 4 廃止の時期
- 5 生徒（児童）の処置方法
- 6 教職員の処置方法
- 7 資産の処置方法
- 8 指導要録等の保存方法
- 9 学年別生徒（児童）数

(注)

- 1 高等学校、専修学校、各種学校については、課程別、学科別の定員、在籍生徒数を学年別に記載すること。小学校、中学校については、定員、在籍生徒（児童）数を学年別に記載すること。幼稚園については、歳児別に定員、園児数を記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

旧設置者 所在地
学校法人名
設置代表者名 氏 名

新設置者 所在地
学校法人名
設置代表者名 氏 名

〇〇学校設置者変更認可申請書

〇〇学校の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 設置者変更要項（様式3の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 変更後3年間の事業計画書及び収支予算書（作成例18）
- 4 新設置者関係書類
 - (1) 寄附行為等
 - (2) 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（新設の場合は設立決議録）
 - (3) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
 - (4) 理事長の履歴書（作成例9）及び誓約書（作成例10）
 - (5) 法人の登記簿謄本（既存の法人の場合）
- 5 旧設置者関係書類
 - (1) 寄附行為等（法人の場合のみ）
 - (2) 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
 - (3) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例14）
 - (4) 法人の登記簿謄本（既存の法人の場合）
 - (5) 設置者の住民票（死亡の場合は戸籍抄本）及び印鑑登録証明書（個人の場合のみ）
- 6 校舎明細表
- 7 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面

Ⅱ 様式3

- ②校舎その他建物の配置図
- ③校舎の平面図
- 8 施設・設備調書（作成例 22（その2））
- 9 学級編制表（作成例 24）
- 10 教職員組織表（作成例 25）
- 11 教職員名簿（作成例 26）及び教職員人件費内訳表（作成例 27）
- 12 校長及び教員の履歴書（作成例 9）、最終学校卒業証書の写し又は卒業証明書、誓約書（作成例 10）、教育職員免許状の写し及び身体検査書
- 13 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（作成例 28）
- 14 学校医等の就任承諾書（Ⅲ 作成例 33）
- 15 負債償還計画書（作成例 20）
- 16 設置する学校に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例 16）
- 17 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類

※新設置者が個人の場合

新設置者関係書類は以下のとおりとする。

- (1) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例 14）
- (2) 設置者の履歴書（作成例 9）
- (3) 設置者の住民票、誓約書（Ⅲ 作成例 10）、印鑑登録証明書

II 様式3

【概要】

- ・学校の設置者変更は、
個人→他の個人（相続を含む）
個人、学校法人等以外の法人→学校法人等
学校法人等→他の学校法人等 等の場合がある。
- ・1条校は、国・地方公共団体・学校法人のみが設置することができるが、
専修学校・各種学校は、国・地方公共団体・学校法人等のほか、一般社団法人、独立行政法人等のその他の法人や個人による設置も認められている。

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項（中高）
- ・学校教育法第130条第1項（専修）
- ・学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項（各種）

【留意事項】

- 1 提出部数2部
- 2 幼稚園の場合は「学校、学則、校地、校舎」を「幼稚園、園則、園地、園舎」と読み替える。
- 3 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」、各種学校の場合は「学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項」とすること。
- 4 本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合には、設立代表者と読み替えること。

設置者変更要項

1 変更の理由

2 変更の時期

3 変更前の次の事項

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 経費及び維持方法

4 変更後の次の事項

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 経費及び維持方法

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長名 氏 名

〇〇学科設置認可申請書

〇〇高等学校に〇〇学科を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 設置要項（様式1の1）
- 2 設置趣意書
- 3 学則（変更前及び変更後）
- 4 施設・設備調書（作成例22）
- 5 校舎明細表（作成例23）
- 6 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 7 学級編制表（作成例24）
- 8 教職員組織表（作成例25）
- 9 教職員名簿（作成例26）及び教職員人件費内訳表（作成例27）
- 10 教職員別担当時間数表（作成例28）
- 11 学校医等の就任承諾書（作成例33）
- 12 設置後3年間の事業計画書及び収支予算書（作成例18）
- 13 設置する学科に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例16）
- 14 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 15 寄附行為及び登記事項証明書

Ⅱ 様式4

【概要】

- ・高等学校における学科の設置については認可が必要となる。
- ・一方、専修学校における学科の設置は学則変更の届出で足りませんが、新たな課程または新たな分野の学科を設置する場合は、課程の設置認可または目的変更認可が必要である。

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項
- ・学校教育法施行令第23条第1項

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 学校法人の場合、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- 3 設置趣意書は、設置するにあたっての経緯、目的及びねらい等（趣旨）を、A4版2枚以内を目安に作成すること。必要に応じて参考資料を添付すること。
- 4 設置計画の承認にあっては、「申請書」を「計画書」とし、「学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。」を「関係書類を添えて提出します。」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長名 氏 名

〇〇学科廃止認可申請書

〇〇高等学校の〇〇学科を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 廃止要項（様式2の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
- 4 寄附行為及び登記事項証明書

Ⅱ 様式5

【概要】

- ・高等学校において学科を廃止する場合、認可が必要となる。
- ・一方、専修学校における学科の廃止は学則変更の届出で足りるが、学科を廃止することで課程または分野に属する学科がなくなる場合は、課程の廃止認可または目的変更認可が必要である。

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項
- ・学校教育法施行令第23条第1項

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- 3 必要に応じて収容定員に係る学則変更認可の手続きを行うこと。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長 氏 名

〇〇課程設置認可申請書

〇〇学校に〇〇課程を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 設置要項（様式1の1）
- 2 設置趣意書
- 3 学則（変更前及び変更後）
- 4 施設・設備調書（作成例22）
- 5 校舎明細表（作成例23）
- 6 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 7 学級編制表（作成例24）
- 8 教職員組織表（作成例25）
- 9 教職員名簿（作成例26）及び教職員人件費内訳表（作成例27）
- 10 教職員別担当時間数表（作成例28）
- 11 学校医等の就任承諾書（作成例33）
- 12 設置後3年間の事業計画書及び収支予算書（作成例18）
- 13 設置する課程に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例16）
- 14 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 15 寄附行為及び登記事項証明書

（夜間の課程を設置する場合のみ）

照度証明書

Ⅱ 様式6

【概要】

- ・高等学校には、全日制課程・定時制課程・通信制課程を、専修学校には、高等課程・専門課程・一般課程を設置することができる。
- ・これらの設置にあたっては、認可が必要である。

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項（高校）
- ・学校教育法第130条第1項（専修）

【留意事項】

- 1 高等学校に新たに全日制・定時制・通信制の課程を設置する場合及び専修学校に新たな課程を設置する場合に作成すること。
- 2 提出部数は2部
- 3 学校法人の場合、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- 4 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」とすること。
- 5 設置趣意書は、設置するにあたっての経緯、目的及びねらい等（趣旨）を、A4版2枚以内を目安に作成すること。必要に応じて参考資料を添付すること。
- 6 設置計画の承認にあつては、「申請書」を「計画書」とし、「学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。」を「関係書類を添えて提出します。」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長名 氏 名

〇〇課程廃止認可申請書

〇〇学校の〇〇課程を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 廃止要項（様式2の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
- 4 寄附行為及び登記事項証明書

Ⅱ 様式7

【概要】

- ・高等学校で全日制課程・定時制課程・通信制課程のいずれかを廃止する場合、専修学校において専門課程・高等課程・一般課程のいずれかを廃止する場合、認可が必要となる。
- ・課程に属する学科を全て廃止する場合は、課程の廃止になる。

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項（高校）
- ・学校教育法第130条第1項（専修）

【留意事項】

- 1 専修学校の場合は、「学校教育法第130条第1項」とすること。
- 2 提出部数は2部
- 3 学校法人の場合、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- 4 高等学校にあつては、必要に応じて収容定員に係る学則変更認可の手続きを行うこと。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
法人名
理事長 氏 名

目的変更認可申請書

〇〇学校の目的を変更したいので、学校教育法第 130 条第 1 項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 目的変更要項（様式 8 の 1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 施設設備調書（作成例 22）
- 4 校舎明細表（作成例 23）
- 5 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 6 学級編制表（作成例 24）
- 7 教職員組織表（作成例 25）
- 8 教職員名簿（作成例 26）及び教職員人件費内訳表（作成例 27）
- 9 教職員別担当時間数表（作成例 28）
- 10 創立費調書（作成例 19）
- 11 変更後 3 年間の事業計画書及び収支予算書（作成例 18）
- 12 設置する学校に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例 16）
- 13 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 14 寄附行為及び登記事項証明書

II 様式 8

【概要】

- ・専修学校は、その設置基準において、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置くものとされている。
- ・目的の変更とは、「目的の文言の変更のほか、目的に応じた分野の変更又は新設を含むものである」とされており、既存の分野と異なる新たな分野の学科を設置する場合や学科を廃止することで分野に属する学科がなくなる場合等には、目的の変更となるため認可が必要となる。また、通信制の教育を新たに行う場合（通信制の学科を新設する場合）にも、認可が必要となる。
- ・なお、学科設置時等における分野の判断は、学校基本調査の手引（文部科学省）において示されている「専修学校の学科及び各種学校の課程のコード表」を参考にすること。

【根拠法令】

- ・学校教育法第 130 条第 1 項

【留意事項】

- 1 専修学校が目的の変更を行う場合に作成すること。
- 2 提出部数は 2 部
- 3 設置計画の承認にあつては、「申請書」を「計画書」とし、「学校教育法第 130 条第 1 項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。」を「関係書類を添えて提出します。」とすること。

(変更する目的の内容に応じた分野の新設、変更又は廃止を伴わない場合は以下のとおり)

- 1 目的変更要項（様式 8 の 1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 校舎明細表（作成例 23）
- 4 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 5 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 6 寄附行為及び登記事項証明書

(夜間において授業を行う学校は以下を添付する)

照度証明書

(個人立の場合は以下を添付する)

設置者の住民票、印鑑登録証明書及び誓約書（作成例 10）

目的変更要項

- 1 変更の理由
- 2 目的
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 3 目的変更に係る基本組織の名称
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 4 位置
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 5 目的変更に係る基本組織の経費及び維持方法
 - ア 変更前
 - イ 変更後
- 6 変更の時期 年 月 日

(注)

- 1 学科の廃止を行う場合は、学科の廃止に伴う生徒の処置方法、教職員の処置方法及び資産の処置方法も併せて記載すること。
- 2 「専門課程（工業関係）」のように課程（分野）の名称を記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長 氏 名

収容定員に係る学則変更認可申請書

〇〇学校の収容定員の変更を伴う学則の変更をしたいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

A 収容定員が増加する場合（高校の場合は学科間の定員変更を含む。）

- 1 変更要項（様式9の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 施設・設備調書（作成例22）
- 4 校舎明細表（作成例23）
- 5 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 6 学級編制表（作成例24）
- 7 教職員組織表（作成例25）
- 8 教職員名簿（作成例26）及び教職員人件費内訳表（作成例27）
- 9 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（作成例28）
- 10 変更後3年間の事業計画書及び収支予算書（作成例18）
- 11 当該学校に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等
- 12 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
- 13 寄附行為及び登記事項証明書

II 様式9

B 収容定員が減少する場合

- 1 変更要項（様式9の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 施設・設備調書（作成例22）
- 4 校舎明細表（作成例23）
- 5 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 6 学級編制表（作成例24）
- 7 教職員組織表（作成例25）
- 8 教職員名簿（作成例26）及び教職員人件費内訳表（作成例27）
- 9 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（作成例28）
- 10 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
- 11 寄附行為及び登記事項証明書

（夜間において授業を行う学校のみ）

照度証明書

（個人立の場合のみ）

設置者の住民票、印鑑登録証明書及び誓約書（作成例10）

（幼稚園の場合のみ）

施設通園バスを運行している場合、そのバス路線図

Ⅱ 様式9

【概要】

- ・ 1 条校と各種学校については認可が必要となる。定員を増やす場合は、校地・校舎の面積や教員数等が設置基準を満たすか、事前に確認すること。
- ・ 専修学校にあたっては認可事項ではないが、届出が必要となる。学則変更届を提出すること。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第 4 条第 1 項（中高）
- ・ 学校教育法第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項（各種）
- ・ 学校教育法施行令第 23 条第 1 項

【留意事項】

- 1 提出部数は 2 部
- 2 幼稚園の場合は「学校、学則、校地、校舎」を「幼稚園、園則、園地、園舎」と読み替えること。
- 3 各種学校の場合は「学校教育法第 134 条第 2 項で準用する同法第 4 条第 1 項」とすること。

Ⅱ 様式9の1

変 更 要 項

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 経費及び維持方法
- 4 新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長 氏 名

広域の通信制課程に係る学則の変更認可申請書

〇〇学校の広域の通信制課程に係る学則の変更をしたいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 変更要項（様式9の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 寄附行為及び登記事項証明書
- 5 変更事項に応じた説明資料

Ⅱ 様式 10

【概要】

- ・学則変更は原則として届出事項ですが、高等学校の広域の通信制課程に係る学則を変更する場合は認可が必要です。
- ・令和5年4月1日から、認可事項とされている高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更のうち、下記の事項（軽微な変更として文部科学省令で定めるもの）は知事への届出事項となった。

〔文部科学省令で定める事項〕

- ① 学校教育法施行規則第4条第1項第8号（賞罰に関する事項）及び第9号（寄宿舎に関する事項）に掲げる事項に係る変更
- ② 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- ③ ①②に掲げるもののほか、知事が軽微な変更として認めるもの（施行規則第4条第1項第1号から第7号まで及び第2項各号に係る変更を除く。）

【根拠法令】

- ・学校教育法第4条第1項
- ・学校教育法施行令第23条第1項

【留意事項】

- 1 提出部数は2部

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

学校設置計画書

〇〇学校を設置したいので、関係書類を添えて計画書を提出します。

[添付書類]

- 1 設置要項（様式 1 の 1）
- 2 設置趣意書
- 3 学則
- 4 施設・設備調書（作成例 22）
- 5 校舎明細表（作成例 23）
- 6 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 7 飲料水に関する証明書（上水道：市町長の使用証明書、それ以外：検査結果証明書等）
- 8 学級編制表（作成例 24）
- 9 教職員組織表（作成例 25）
- 10 教職員名簿（作成例 26）
- 11 教職員人件費内訳表（作成例 27）
- 12 校長及び教員の履歴書（作成例 9）、校長及び教員の最終学校卒業証書の写し又は卒業証明書、校長及び教員の誓約書（作成例 10）、校長及び教員の教育職員免許状の写し、校長及び教員の身体検査書
- 13 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（作成例 28）
- 14 学校医等の就任承諾書（作成例 33）
- 15 創立費調書（作成例 19）
- 16 設置後 3 年間の事業計画書及び収支予算書（作成例 18）
- 17 設置する学校に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例 16）
- 18 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類

II 様式 11

19 設置者関係書類

(1) 設置者が法人の場合（既存の法人の場合）

- ア 寄附行為等
- イ 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例 14）
- ウ 法人の登記簿謄本
- エ 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- オ 理事長の履歴書（作成例 9）
- カ 計画書提出年度から設置前年度の事業計画及び収支予算書（作成例 18）

(2) 設置者が個人の場合

- ア 設置者の履歴書（作成例 9）及び誓約書（作成例 10）
- イ 設置者の住民票及び印鑑登録証明書

（夜間において授業を行う学校のみ）

照度証明書

（学校法人をあわせて設立する場合）

- 21 寄附行為（作成例 1）
- 22 設立趣意書
- 23 設立決議録（作成例 3）
- 24 設立代表者の履歴書（作成例 9）
- 25 学校法人の役員等名簿（作成例 4）
- 26 理事・監事・評議員・会計監査人に関する書類（作成例 5、6、9）
（私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類、就任承諾書、履歴書添付）
- 27 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例 14）
- 28 寄附申込書（作成例 15）
- 29 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例 16）
- 30 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書（作成例 17）
- 31 2年間の事業計画及びこれに伴う予算書（作成例 18）
- 32 創立費調書（作成例 19）
- 33 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（作成例 20）
- 34 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他の建物の配置図
 - ③校舎の平面図

Ⅱ 様式 11

【留意事項】

- 1 提出部数は2部
- 2 幼稚園の場合は「学校、学則、校地、校舎」を「幼稚園、園則、園地、園舎」と読み替える。
- 3 設置趣意書は、設置するにあたっての経緯、目的及びねらい等（趣旨）を、A4版2枚以内を目安に作成すること。必要に応じて参考資料を添付すること。
- 4 「学校法人をあわせて設立する場合」は、学校法人設立に係る書類を添付すること。
（この場合、学校設置に係る書類と共通の書類は添付を省略することができる）
また、「設立代表者」「学校法人設立及び学校設置計画書」とし、「学校法人〇〇学園及び〇〇学校を設置したいので、関係書類を添えて計画書を提出します。」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
法人名
理事長 氏 名

目的変更届

〇〇学校の目的を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の目的
- 4 変更後の目的

[添付書類]

- 1 学則（変更前及び変更後）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

II 様式 12

【概要】

- ・専修学校を除く私立学校の目的を変更する場合は、届出が必要となる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項（中高）
- ・学校教育法施行令第 27 条の 3（各種）

【留意事項】

- 1 目的変更に伴う学則変更届は必要でない。
- 2 各種学校の場合は、「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
法人名
理事長 氏 名

名 称 変 更 届

〇〇学校の名称を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の名称
- 4 変更後の名称

[添付書類]

- 1 学則（変更前及び変更後）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

Ⅱ 様式 13

【概要】

- ・学校の名称を変更する場合は、名称変更の届出が必要となる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項（中高）
- ・学校教育法第 131 条（専修）
- ・学校教育法施行令第 27 条の 3（各種）

【留意事項】

- 1 学校法人の場合、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- 2 名称変更に伴う学則変更届は必要でない。
- 3 専修学校の場合は「学校教育法第 131 条」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
法人名
理事長 氏 名

位置変更届

〇〇学校の位置を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の位置
- 4 変更後の位置

[添付書類]

- 1 学則（変更前及び変更後）
- 2 施設・設備調書（作成例 22）
- 3 校舎明細表（作成例 23）
- 4 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 5 飲料水に関する証明書
- 6 学級編制表（作成例 24）
- 7 設置する学校に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例 16）
- 8 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 9 設置者関係書類
 - (1) 設置者が法人の場合
 - ア 寄附行為等
 - イ 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（作成例 14）
 - ウ 法人の登記簿謄本（既存の法人のみ）
 - エ 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
(夜間において授業を行う学校のみ)
照度証明書

II 様式 14

【概要】

- ・学校及び学校法人等の事務所を移転する場合、届出が必要となる。
- ・学校を移転する場合、あらかじめ設置基準に定められた面積等の基準を満たすか、事前に確認の上行うこと。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項（中高）
- ・学校教育法第 131 条（専修）
- ・学校教育法施行令第 27 条の 3（各種）

【留意事項】

- 1 あらかじめ県私学振興課と協議すること。
(変更後の校舎等が建築基準法その他法令が定める基準に適合していること等を確認)
- 2 学校法人の場合、寄附行為に変更を生ずる場合には、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- 3 位置変更に伴う学則変更届は必要でない。
- 4 専修学校の場合は「学校教育法第 131 条」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長 氏 名

学 則 変 更 届

〇〇学校の学則を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

[添付書類]

- 1 学則 (変更前及び変更後)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

Ⅱ 様式 15 の 1 (小・中・高等学校用)

【概要】

- ・学則の変更は、理事会での承認など学校法人等における所定の手続を経て、県への届出が必要となる。
- ・主に次のような場合、学則変更が必要となる。
生徒納付金等の変更、教育課程表の変更など
- ・生徒納付金を改定する場合は、事前に私学振興課に事前説明すること。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項

【留意事項】

- 1 変更条項新旧対照表には、変更に係る条項のみを記載し、変更箇所は下線を引き明示すること。
- 2 変更箇所が多数の場合は、変更条項新旧対照表のかわりに、変更箇所を朱書又は朱で下線を引いて明示した新旧学則を添付するのみでよい。
- 3 収容定員の変更に係る学則変更は、収容定員の変更に係る学則変更認可申請書（様式 9）により、目的、名称、位置の変更は、それぞれ目的変更届（様式 10）、名称変更届（様式第 11）、位置変更届（様式第 12）によること。

II 様式 15 の 2 (幼稚園用)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

園 則 変 更 届

〇〇幼稚園の園則を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

[添付書類]

A 学級数変更（総定員が変わらない）の場合

- 1 園則（変更前及び変更後）
- 2 施設・設備調書（作成例 22（その 2））
- 3 校舎明細表（作成例 23）
- 4 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 5 学級編制表（作成例 24）
- 6 教職員組織表（作成例 25）
- 7 教職員名簿（作成例 26）
- 8 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

B 納付金変更の場合

- 1 園則（変更前及び変更後）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 3 変更予定年度及び前年度の収支計算書（予算書）の状況（作成例 29）

C その他の場合

- 1 園則（変更前及び変更後）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

Ⅱ 様式 15 の 2 (幼稚園用)

【概要】

- ・園則の変更は、理事会での承認など学校法人等における所定の手続を経て、県への届出が必要となる。
- ・主に次のような場合、園則変更が必要となります。
納付金の変更、保育時間の変更

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項

【留意事項】

- 1 変更条項新旧対照表には、変更に係る条項のみを記載し、変更箇所は下線を引き明示すること。
- 2 変更箇所が多数の場合は、変更条項新旧対照表のかわりに、変更箇所を朱書又は朱で下線を引いて明示した新旧園則を添付するのみでよい。
- 3 収容定員の変更に係る園則変更は、収容定員の変更に係る園則変更認可申請書（様式 9）により、目的、名称、位置の変更は、それぞれ目的変更届（様式 10）、名称変更届（様式第 11）、位置変更届（様式第 12）によること。
- 4 複数事項の変更を同時に行う場合は、各々の区分に応じた添付書類を整えること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
法人名
理事長 氏 名

学 則 変 更 届

〇〇学校の学則を次のとおり変更したいので、学校教育法第 131 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項
-------	-------

[添付書類]

A 学科新設の場合

- 1 設置要項 (様式 1 の 1)
 - 2 設置趣意書
 - 3 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
 - 4 施設・設備調書 (作成例 22)
 - 5 校舎明細表 (作成例 23)
 - 6 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
 - 7 学級編制表 (作成例 24)
 - 8 教職員組織表 (作成例 25)
 - 9 教職員名簿 (作成例 26)
 - 10 教職員別担当時間数表 (作成例 28)
 - 11 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)
- (夜間において授業を行う場合)
- 12 照度証明書

II 様式 15 の 3 (専修学校・各種学校用)

B 学科の廃止の場合

- 1 廃止要項 (様式 2 の 1)
- 2 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

C 総定員が増加する場合 (専修学校の場合のみ)

- 1 変更要項 (様式 9 の 1)
- 2 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
- 3 施設・設備調書 (作成例 22)
- 4 校舎明細表 (作成例 23)
- 5 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 6 学級編制表 (作成例 24)
- 7 教職員組織表 (作成例 25)
- 8 教職員名簿 (作成例 26)
- 9 教職員別担当時間数表 (作成例 28) (学級数に変更のある場合のみ)
- 10 当該学校に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等 (作成例 16)
- 11 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

D 総定員が減少する場合 (専修学校の場合のみ)

- 1 変更要項 (様式 9 の 1)
- 2 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
- 3 施設・設備調書 (作成例 22)
- 4 校舎明細表 (作成例 23)
- 5 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 6 学級編制表 (作成例 24)
- 7 教職員組織表 (作成例 25)
- 8 教職員名簿 (作成例 26)
- 9 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

E 納付金変更の場合

- 1 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)
- 3 変更予定年度及び前年度の収支計算書 (予算書) の状況 (作成例 29)

F その他の場合

- 1 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

II 様式 15 の 3 (専修学校・各種学校用)

【概要】

- ・学則の変更は、理事会での承認など学校法人等における所定の手続を経て、県への届出が必要になる。

【根拠法令】

- ・学校教育法第 131 条 (専修)
- ・学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【留意事項】

- 1 変更条項新旧対照表には、変更に係る条項のみを記載し、変更箇所は下線を引き明示すること。
- 2 変更箇所が多数の場合は、変更条項新旧対照表のかわりに、変更箇所を朱書又は朱で下線を引いて明示した新旧学則を添付するのみでよい。
- 3 複数事項の変更を同時に行う場合は、各々の区分に応じた添付書類を整えること。
- 4 目的 (各種学校のみ)、名称、位置の変更は、それぞれ目的変更届 (様式 27)、名称変更届 (様式 28)、位置変更届 (様式 29) によること。専修学校の目的変更は、目的変更認可申請書 (様式 8) によること。
- 5 各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。
- 6 各種学校において定員を変更する場合は、収容定員に係る学則変更認可申請書 (様式 8) によること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
法人名
理事長 氏 名

経費の見積り及び維持方法の変更届

〇〇学校の経費の見積り及び維持方法を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の経費の見積り及び維持方法
- 4 変更後の経費の見積り及び維持方法

[添付書類]

- 1 変更前及び変更後 3 年間の収支予算書（作成例 18 の 2）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

Ⅱ 様式 16

【概要】

- ・私立学校（専修学校・各種学校を除く）の経費の見積もり及び維持方法を変更する場合は届出が必要になる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令 27 条の 2 第 1 項

【留意事項】

- 1 幼稚園の場合は「学校」を「幼稚園」と読み替える。
- 2 各種学校の場合は、「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

校地に関する権利の取得（処分）届

学校の校地に関する権利を次のとおり取得（処分）したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 取得（処分）の理由
- 2 取得（処分）の時期
- 3 取得（処分）の内容

区 分	用 途	変 更 前 面積 (㎡)	取 得 面積 (㎡)	処 分 面積 (㎡)	変 更 後 面積 (㎡)	所 在 地
校地	校舎敷地					
校地	運動場					
校地	その他					
計						

学則定員 () 人 基準校地面積 () ㎡

[添付書類]

- 1 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図（使用区分、室名等、面積を記入のこと）
- 2 付近の見取図（500m以内の環境の略図）
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

（取得の場合のみ）

- 4 資金計画書（作成例 34）
- 5 取得する予定の建物の登記事項証明書
- 6 取得する予定の建物の写真
- 7 寄付申込書の写し、売買契約書（案）の写し、賃貸借契約書（案）の写し等

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
 学校法人名
 理 事 長 氏 名

校舎等に関する権利の取得（処分）届

学校の校舎等に関する権利を次のとおり取得（処分）したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 取得（処分）の理由
- 2 取得（処分）の時期
- 3 取得（処分）の内容

区 分	面 積				所在地
	変更前	取 得	処 分	変更後	
〇〇校舎	普通教室	m ²	m ²	m ²	m ²
	特別教室				
	その他				
	小 計				
〇〇校舎					
	小 計				
	体 育 館				
	武 道 場				
	校 舎 等 計				
そ の 他	寄 宿 舎				
	小 計				
	合 計				

学則定員（ ）人 基準校舎面積（ ）m²

Ⅱ 様式 17 の 2

[添付書類]

- 1 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図（使用区分、室名等、面積を記入のこと）
- 2 付近の見取図（500m以内の環境の略図）
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

(取得の場合のみ)

- 4 資金計画書（作成例 34）
- 5 取得する予定の土地、建物の登記事項証明書
- 6 取得する予定の土地、建物の写真
- 7 寄付申込書の写し、売買契約書（案）の写し、賃貸借契約書（案）の写し等

Ⅱ 様式 17 の 1、2

【概要】

- ・校地や校舎等が増減し、その権利を取得もしくは処分しようとする場合は、届出が必要になる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項（中高）
- ・学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令第 24 条の 3（専修）
- ・学校教育法施行令第 27 条の 3（各種）

【留意事項】

- 1 「校地」とは、例として以下の土地が該当する。
 - ・校舎敷地 ・運動場敷地
 - ・管理関係施設敷地（事務室、会議室、受付所、守衛室、用務員室、宿直室、倉庫）
 - ・寮敷地 ・倉庫敷地 ・食堂売店敷地
 - ・便所敷地 ・農場 ・教員宿舎敷地 ・車庫敷地 ・駐輪場
- 2 「校舎等」とは、例として以下の施設が該当する。
 - ・教室棟 ・体育館 ・寄宿舍
 - ・管理関係施設（応接室、事務室、会議室、受付所、守衛室、用務員室、宿直室、倉庫）
 - ・寮 ・倉庫 ・食堂売店 ・便所 ・教員宿舎 ・車庫
- 3 取得（買取）、処分（売却）、賃貸契約による取得・処分（登記の有無に関わらない）
- 4 幼稚園の場合は、「学校、校地、校舎」を「幼稚園、園地、園舎」と読み替える。
- 5 借用部分の面積は、各欄の上段に（ ）で内書きすること。
- 6 校舎等の新築・改築・増築に伴い既設校舎等を取り壊す場合には、校舎等の新築（改築・増築）届（Ⅱ 様式第 19）によること。
- 7 専修学校の場合は「学校教育法施行令第 24 条の 3」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
 学校法人名
 理 事 長 氏 名

校地校舎等の用途変更届

〇〇学校の校地校舎等を次のとおり用途変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 用途変更の理由
- 2 用途変更の時期
- 3 用途変更の内容

区 分	用 途	変 更 前 面積 (㎡)	増 加 面積 (㎡)	減 少 面積 (㎡)	変 更 後 面積 (㎡)	備 考
計						

[添付書類]

- 1 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

Ⅱ 様式 18

【概要】

- ・校地、校舎等の用途変更および改築等により土地や建物の現状に重要な変更を加えようとする場合は、届出が必要になる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項（中高）
- ・学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令 24 条の 3（専修）
- ・学校教育法施行令第 27 条の 3（各種）

【留意事項】

- 1 内容の「区分欄」には、「校地」「校舎」を記載すること。
- 2 「用途欄」には、
 - ・校地については、運動場、校舎敷地等を記載すること。
 - ・校舎等については、普通教室、特別教室、職員室、保健室等を記入すること。
- 3 幼稚園の場合は「学校、校地、校舎」を「幼稚園、園地、園舎」と読み替える。
- 4 借用部分の面積は、各欄の上段に（ ）で内書きすること。
- 5 専修学校の場合は「学校教育法施行令第 24 条の 3」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

校舎等の新築（改築・増築）届

〇〇学校の校舎等を次のとおり新築（改築・増築）したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- | | | | |
|---|------------------------|--------|----------------|
| 1 | 新築（改築・増築）の理由 | | |
| 2 | 新築（改築・増築）の時期 | 着 工 | 年 月 日 |
| | | 完 成 | 年 月 日 |
| 3 | 新築（改築・増築）の内容 | 用 途 | |
| | | 構 造 | |
| | | 建築面積 | m ² |
| | | 延床面積 | m ² |
| 4 | 既設校舎等を取り壊す場合
にはその内容 | 用 途 | |
| | | 構 造 | |
| | | 建築面積 | m ² |
| | | 延床面積 | m ² |
| | | 建築年度 | 年度 |
| | | 取り壊し時期 | 年 月 |

[添付書類]

- 1 校舎等建築計画概要書（作成例 35）
- 2 建築確認に必要な書類（位置図、配置図、校舎の平面図、建築確認申請書案の写し）
- 3 校舎明細表（作成例 23）
- 4 見積書の写し
- 5 資金計画書（作成例 34）
- 6 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

II 様式 19

【概要】

- ・校舎等の増改築により、その権利を取得もしくは処分しようとする場合は、届出が必要となる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項（中高）
- ・学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令第 24 条の 3（専修）
- ・学校教育法施行令第 27 条の 3（各種）

※専修学校の場合は「学校教育法施行令第 24 条の 3」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

【留意事項】

- 1 幼稚園の場合は、「学校、校舎」を「幼稚園、園舎」と読み替える。
- 2 運動場の増減を伴う場合は、変更後の校（園）舎敷地、運動場及びその他校（園）地の用途別面積を明らかにした図面を添付すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

二部授業実施届

〇〇学校において、次のとおり二部授業を実施したいので、学校教育法施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 実施の理由
- 2 実施の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 実施の方法

[添付書類]

法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

Ⅱ 様式 20

【概要】

- ・小・中学校で、教員あるいは教室不足などの場合に、児童・生徒を午前・午後などの2部に分けて授業を行うこと場合、届出が必要である。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行規則第9条

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

専攻科（別科）の設置届

〇〇高等学校に専攻科（別科）を次のとおり設置したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の理由
- 2 名 称
- 3 位 置
- 4 学則の変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

- 5 経費及び維持方法
- 6 設置の時期

[添付書類]

- 1 学則（変更前及び変更後）
- 2 施設・設備調書（Ⅲ 作成例 22）
- 3 校舎明細表（作成例 23）
- 4 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - ①位置及び校地の状況を明らかにする図面
 - ②校舎その他建物の配置図
 - ③校舎の平面図
- 5 学級編制表（作成例 24）
- 6 教職員組織表（作成例 25）
- 7 教職員名簿（作成例 26）
- 8 教職員別担当時間数表（作成例 28）
- 9 設置後 3 年間の事業計画書及び収支予算書（作成例 18）
- 10 設置する専攻科（別科）に係る不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等（作成例 16）
- 11 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

Ⅱ 様式 21

【概要】

- ・高等学校に専攻科または別科を設置する場合は、届出が必要となる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項

【留意事項】

- 1 あらかじめ県私学振興課と協議すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
 学校法人名
 理 事 長 氏 名

専攻科（別科）の廃止届

〇〇高等学校に専攻科（別科）を次のとおり廃止したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 廃止の理由

2 廃止の時期

3 廃止の内容

専攻科（別科）	学科名	定員	在籍	備考
		人	人	

4 生徒の処置方法

5 教職員の処置方法

6 資産の処置方法

7 指導要録等の保存方法

[添付書類]

- 1 学則（変更前及び変更後）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

Ⅱ 様式 22

【概要】

- ・高等学校の専攻科または別科を廃止する場合は、届出が必要となる。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長 氏 名

校 長 採 用 届

〇〇学校の校長を次のとおり定めたので、学校教育法第10条及び私立学校規程第3条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 氏 ^{ふりがな} 名
- 2 専任又は兼任の別
- 3 採用の年月日
- 4 校長の資格の区分

[添付書類]

- 1 履歴書（作成例9）
- 2 教員免許状の写し
- 3 身体検査書の写し
- 4 誓約書（作成例10）
- 5 法人の理事会の議事録の写し（法人の場合のみ）

Ⅱ 様式 23

【概要】

- ・校長が退職や異動等により変更となった場合、県への届出が必要になる。

【根拠法令】

- ・学校教育法第10条（中高）
- ・学校教育法第133条第1項により準用する同法第10条（専修）
- ・学校教育法第134条第2項により準用する同法第10条（各種）

【留意事項】

- 1 幼稚園の場合は、「学校、校長」を「幼稚園、園長」と読み替える。
- 2 採用した校長が同時に学校法人の理事に就任する場合は、理事変更届を併せて提出すること。
- 3 専修学校の場合は「学校教育法第133条で準用する同法第10条」、各種学校の場合は「学校教育法第134条で準用する同法第10条」とすること。
- 4 校長の資格については、学校教育法施行規則第20条に記載された区分を記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
学校法人名
理 事 長 氏 名

校 長 解 職 届

〇〇学校の校長を次のとおり解職したので、私立学校規程第3条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 氏 名
ふりがな
- 2 解職の年月日
- 3 解職の事由

[添付書類]

- 1 法人の理事会の議事録の写し（法人の場合のみ、採用届と同時の場合は省略可）

Ⅱ 様式 24

【概要】

- ・ 校長を解職した場合、県への届出が必要になる。

【根拠法令】

- ・ 私立学校規程第3条第2項

【留意事項】

- 1 専修学校の場合もこれに準じて届け出ること。
- 2 幼稚園の場合は、「学校、校長」を「幼稚園、園長」と読み替える。

臨時休業等実施報告書

年 月 日

私学振興課長 様

〇〇学校長
氏 名

次のとおり、臨時休業（授業の一部停止）したので報告します。

記

項 目	内 容
1 臨時休業実施日	年 月 日（曜日） 第 時限から第 時限まで
2 対象学年・学級	学年 組
3 臨時休業の理由	
4 臨時休業に伴う措置	

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

生徒（園児）募集停止報告書

〇〇学校（幼稚園）の 年度の生徒（園児）募集を次のとおり停止したいので、
私立学校法第6条により、関係書類を添えて報告します。

生徒（園児）募集を 停止する学校の名称	
生徒（園児）募集を 停止する理由	
生徒（園児）募集を 停止する課程、学科	
教職員の処置方法	
施設設備の処置方法	

[添付書類]

- 1 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 2 過去5年間の生徒等の在籍状況表

II 様式 26

【留意事項】

- 1 募集を停止する年度ごと提出すること。
- 2 休校とする場合には、授業停止（休校）届を提出すること。
- 3 高等学校については、生徒募集を停止しようとする課程及び学科の単位で報告すること。
- 4 専修学校の場合は、「私立学校法第 152 条第 1 項で準用する私立学校法第 6 条」とすること。
各種学校の場合は、「私立学校法第 152 条第 2 項で準用する私立学校法第 6 条」とすること。

【記載例】

生徒（園児）募集を停止する学校の名称	〇〇高等学校
生徒（園児）募集を停止する理由	近年、〇〇科への進学希望者が減少し、クラス編制が困難であるため。
生徒（園児）募集を停止する課程、学科	〇〇〇課程 〇〇科
教職員の処置方法	他の〇〇科があり、担当時間の調整を行う。
施設設備の処置方法	他の〇〇科と使用区分を調整する。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

授業停止（休校）届

〇〇学校の授業を次のとおり停止したいので、私立学校規程第2条の規程により、届け出ます。

- 1 理 由
- 2 期 間
- 3 停止期間中の生徒、児童又は幼児の処置

[添付書類]

法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

Ⅱ 様式 27

【概要】

- ・私立学校が1月以上授業を停止しようとするときは、県への届出が必要となる。

【根拠法令】

- ・私立学校規程第2条

【留意事項】

- 1 専修学校各種学校の場合は、「私立学校規程第5条で準用する第2条」とすること。
- 2 非常災害その他急迫な事情による場合には添付資料は不要とする。

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校名
校長名

災害による被害状況報告

報告日時:

担当者名:

1 校 種: 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校

2 学校番号: 学校名:

3 幼児児童生徒・教職員の状況

(1) 児童生徒 (人)			(2) 教職員 (人)		
在校状況②	保護(残留)	<input type="text"/>	在校状況②	在校	<input type="text"/>
	下校(引渡し)	<input type="text"/>		不在	<input type="text"/>
被害状況③	死亡	<input type="text"/>	被害状況③	死亡	<input type="text"/>
	負傷	<input type="text"/>		負傷	<input type="text"/>
	無事確認	<input type="text"/>		無事確認	<input type="text"/>
	未確認	<input type="text"/>		未確認	<input type="text"/>
修学旅行等校外活動状況 <input type="text"/>					

4 施設被害状況 (いずれかに○を記入)

	全壊	半壊	一部破損	被害無
(1) 建物倒壊	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	【詳細内容】 <input type="text"/>			
(2) 火災状況	延焼中	鎮火	被害無	<input type="text"/>
	【詳細内容】 <input type="text"/>			

5 設備被害状況 (いずれかに○を記入)

(1) 商用電源	使用不可	一部不可	使用可	<input type="text"/>
	【詳細内容】 <input type="text"/>			
(2) 非常用電源	使用不可	一部不可	使用可	<input type="text"/>
	【詳細内容】 <input type="text"/>			
(3) インターネット回線	使用不可	使用可	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	【詳細内容】 <input type="text"/>			
(4) 公衆回線 (TEL, FAX)	使用不可	一部不可	使用可	<input type="text"/>
	【詳細内容】 <input type="text"/>			

6 その他の状況

食料・飲料水等の不足状況	食料	<input type="text"/>
	飲料水	<input type="text"/>
	寝具等	<input type="text"/>
授業再開の支障となるもの <input type="text"/>		
避難所等の状況 <input type="text"/>		

7 備考

生徒（児童、園児）事故・事件報告書

年 月 日

私学振興課長 様

法人・学校名
 学校長(園長)名
 担当者職・氏名
 電話番号

生徒（児童、園児）に事故・事件があったので次のとおり報告します。

事故（事件）名		
発生年月日		年 月 日
発生 状況	場面	※部活動中、休み時間中など
	場所	※教室、運動場など
生徒 児童 園児	学年・学級	
	氏名	※生徒が複数人の場合は、別に名簿を提出すること。
内容 (別紙でも可)		※内容については時系列で「いつ」「誰が」「どこで」「だれに(複数の場合人数も)」「どのようなことをした」「被害の状況」「事案の把握のきっかけ」、「事実関係の把握の手法」について記載してください。
学校 対応	生徒・ 保護者	
	教職員	
報道等問合せ		(有 ・ 無)
備考		

(注) 報告は概要を電話で迅速に行った後、詳細を上記書式で速やかに提出すること。

体罰・不適切指導に関する報告書

年 月 日

私学振興課長 様

法人・学校名
 学校長(園長)名
 担当者職・氏名
 電話番号

教職員等による体罰・不適切指導事案があったので次のとおり報告します。

事故(事件)名				
発生年月日		年 月 日		
発生 状況	場面	※部活動中、休み時間中など		
	場所	※教室、運動場など		
教職員 等	職名		性別	
	氏名		校種	
	年齢			
生徒等	学年学級			
	氏名			
内容 (別紙でも可)		※内容については時系列で「いつ」「誰が」「どこで」「だれに(複数の場合人数も)」「どのようなことをした」「被害の状況」「事案の把握のきっかけ」、「事実関係の把握の手法」について記載してください。		
学校 対応	対象 教職員 等	処分日 年 月 日 懲戒処分(懲戒解雇・降格・出勤停止・減給・戒告・その他) 訓告等(文書訓告・口頭訓告・嚴重注意・文書注意・論説・論旨・その他) (補足事項等)		
	生徒 保護者			
	その他 教職員			
報道等問合せ		(有 ・ 無)		
備考				

(注) 報告は概要を電話で迅速に行った後、詳細を上記書式で速やかに提出すること。

教職員事故・事件報告書

年 月 日

私学振興課長 様

法人・学校名
 学校長(園長)名
 担当者職・氏名
 電話番号

教職員に事故・事件があったので次のとおり報告します。

事故(事件)名				
発生日月		年 月 日		
発生 状況	場面	※部活動中、休み時間中など		
	場所	※教室、運動場など		
教職員	職名		性別	
	氏名		校種	
	年齢			
内容 (別紙でも可)		※内容については時系列で「いつ」「誰が」「どこで」「だれに(複数の場合人数も)」「どのようなことをした」「被害の状況」「事案の把握のきっかけ」、「事実関係の把握の手法」について記載してください。		
学校 対応	対象 教職員	処分日 年 月 日 懲戒処分(懲戒解雇・降格・出勤停止・減給・戒告・その他) 訓告等(文書訓告・口頭訓告・嚴重注意・文書注意・論説・論旨・その他) (補足事項等)		
	生徒 保護者			
	その他 教職員			
報道等問合せ		(有 ・ 無)		
備考				

(注) 報告は概要を電話で迅速に行った後、詳細を上記書式で速やかに提出すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校名
校長 氏 名

海外修学旅行実施届

〇〇学校の海外修学旅行を実施したいので、計画書を届け出ます。

- 1 目的
- 2 目的地
- 3 日程 年 月 日から 年 月 日まで (日間)
- 4 学校連絡先 (所在地、電話番号、FAX番号等)
- 5 夜間休日連絡先 (連絡責任者名、住所、電話番号等)
- 6 宿泊先 (所在地、名称、電話番号等)
- 7 旅行会社 (所在地、名称、電話番号等)
- 8 保険会社 (所在地、名称、電話番号等)
- 9 参加者
 - (1) 課程、学科、学年
 - (2) 参加生徒数 男 人・女 人 計 人
 - (3) 参加率 男 %・女 % 計 %
 - (4) 引率職員 男 人・女 人 計 人 <注②>
- 10 生徒一人当たり費用
- 11 その他参考事項

[添付書類]

- ・外務省あて依頼文及び旅行届
- ・行程表 (フライト便名、見学場所、宿泊地等を含む全行程が明らかになるもの)
- ・参加者全員の氏名、年齢、性別が明らかになる名簿
- ・身元を保証する外国人生徒リスト (該当する場合のみ)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
 学校名
 指定番号
 校長 氏 名

学校学生生徒旅客運賃割引証交付願

次のとおり学校学生生徒旅客運賃割引証を交付願います。

請求枚数	課程・学科名	生徒数	未使用枚数
枚		人	枚 (年 月 日現在)
		人	
	計	人	

受 領 書

学割証 枚受領しました。

年 月 日

受領者 職 氏 名

Ⅲ 証明願編

Ⅲ 様式1

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
法 人 名
理 事 長 氏 名

証 明 願

登録免許税の非課税による登記申請をしたいので、次の物件が登録免許税法第4条第2項の規定による別表第3の1の2の第3欄の第1号に該当するものであることを証明願います。

- 1 学校用地 所在地
地 目
面 積
- 2 建 物 所在地
家屋番号
種 類
構 造
床面積 1階
2階

[添付書類]

- 1 権利の取得を証する書類
 - (1) 寄付の場合は寄付申込書等の写し
 - (2) 売買の場合は売買契約書の写し
 - (3) 新築の場合は建物の表示登記の謄本
 - (4) 農地等を校地にする場合は農地法の規定による許可書等の写し
- 2 写真（新築の場合のみ）

Ⅲ 様式 1

【留意事項】

- 1 提出部数は2部。ただし、添付書類は1部で可。
- 2 本証明願の物件に関して、「校地に関する権利の取得届」、「校舎等に関する権利の取得届」又は「校舎等の新築（改築・増築）届」が事前に提出されていなければならない。
- 3 書類の下部に証明するので、6 cm 程度空欄にしておくこと。
- 4 建物の場合は「第1号」、土地の場合は「第2号」、建物・土地両方の場合は「第1号及び第2号」とすること。

<登録免許税の非課税について>

登録免許税法では、学校法人（準学校法人）が自己のために行う下記の登記等については、非課税としています。

【建物】

校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）

【土地】

校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記

Ⅲ 様式2

所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人の主たる事務所の所在地
法 人 名 称
代 表 者 の 氏 名

当法人は、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることの証明をお願いします。

[添付書類]

- 1 寄附行為
- 2 寄付金募集要綱等の寄付に関する書類
- 3 生徒・園児募集要項（入学・入園案内等）

Ⅲ 様式2

<特定公益増進法人>

公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人（私立学校法第3条に規定する学校法人で一定のもの等）。

当該法人に対する個人及び法人からの寄付金については、所得税法及び法人税法上、一定の優遇措置が設けられています。

なお、本証明書の有効期間は5年間で、自動更新されません。有効期間経過後も引き続き特定公益増進法人となるためには、再度、所轄庁からの証明を受ける必要があります。

Ⅲ 様式2の1（特定公益増進法人）

「所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書」に係る寄付金募集実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

学校法人の主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名

年 月 日付け総教私第 - 号で、当法人が所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることの証明を受けましたが、この証明書の有効期限が満了しましたので、この期間に募集した寄付金の額及びその使途を別添のとおり報告します。

(様式例)

寄付金募集実績報告書

1 寄付金の募集期間

年 月 日～ 年 月 日

2 募金額

円（募集目標額 円）（達成率 %）

（内訳）

個人	件	円
法人	件	円
計	件	円

3 使途

〇〇〇に充当	円
×××に充当	円
―――に充当	円
計	円

※別途作成したものがあれば、それをもって報告書としてもかまいません。

Ⅲ 様式 3

租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 号の 3、第 3 号又は第 4 号に掲げる法人であることの証明申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
学校法人名
理事長 氏 名

当法人は、租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 4 号（私立学校法第 3 条（第 64 条第 5 項）に規定する学校法人で、学校の設置を主たる目的とするもの）に掲げる法人であることの証明をお願いします。

[添付書類]

- 1 寄附行為
- 2 贈与財産の概要
- 3 学則（全校分）※

※ 私立学校法第 3 条に規定する学校法人で、学校教育法第 1 条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園のみを設置する法人については、添付不要

Ⅲ 様式 3 の 1 (相続税関係)

贈与財産の概要

1 財産の明細

(内容、価格、件数について具体的に記載してください。)

2 財産の使用目的

(いつ、どのように使用するかを明記してください。)

3 寄付者の氏名

(寄付者氏名、故人の氏名、死亡日を記載してください。)

[記載形式] 寄付者氏名 (故人の氏名 : 死亡日 年 月 日)

4 学校法人と寄付者の関係

(寄付者及び故人と学校法人との間の関係、経緯について記載してください。寄付者が学校法人の理事、評議員、職員等関係者であるか否かについても明記してください。また、当該寄付によって寄付者が学校法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を付与されないことも明記してください。)

5 寄付者の相続税申告書提出期限 年 月 日

(原則として相続の開始した日又は遺贈が生じた日の翌日から 10 ヶ月。申告期限後の提出を税務署が了解している場合はその旨を併せて記載してください。)

Ⅲ 様式 4

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
法 人 名
理 事 長
設 立 登 記 日

年 月 日

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請する要件

- <絶対値要件（要件1）>第二号イ（2）に規定された要件
- <相対値要件（要件2）>第二号イ（1）に規定された要件

2. 実績判定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 添付書類

<絶対値要件（要件1）>

- 寄附者名簿（要件1）（様式）
- 絶対値要件（要件1）チェック表（様式）
- 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則、園則等）
※ 実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。
- 実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合は、当該事業年度の公益目的事業費用等の合計額がわかる資料（事業活動収支計算書等）

<相対値要件（要件2）>

- 寄附者名簿（要件2）（様式）
- 相対値要件（要件2）チェック表（様式）
- 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等
（チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等）

以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

＜絶対値要件(要件1)チェック表＞

概要(必須)

法人名													
実績判定期間	平成	年	4	月	1	日	～	令和	年	3	月	31	日
実績判定期間における月数			ヶ月	(注) 実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。									

要件チェック

(以下「判定基準寄附者数」が年平均100件以上かつ「寄附金額」が年平均300,000円以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。)

判定基準寄附者数(年平均)		寄附金額(年平均)	
---------------	--	-----------	--

※ 実績判定期間内に設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度又は公益目的事業費用等の合計額が1億円未満である事業年度がある場合、当該年度の判定寄附者数の計算方法が異なります(以下、入力項目2、3の記載が必要となります)。

入力項目1(必須)

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
設置する学校等の定員等の総数(※1)	0人	0人	0人	0人	0人
公益目的事業費用等の額の合計額(※2) (1億円以上の場合は"1億円"と文字を記入)	0円	0円	0円	0円	0円
判定基準寄附者数(実際の寄附者数)	0件	0件	0件	0件	0件
(A)緩和要件1に基づく判定基準寄附者数 (定員等の総数が5,000人未満)	0件	0件	0件	0件	0件
(B)緩和要件2に基づく判定基準寄附者数 (公益目的事業費用等の合計額が1億円未満)	0件	0件	0件	0件	0件
判定基準寄附者数 ((A)、(B)のいずれか多い方)	0件	0件	0件	0件	0件
	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
寄附金額(円)	0円	0円	0円	0円	0円

※ 実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。

※ 寄附金額には、手引きにおいてカウント出来るとされている寄附金の総計を記載してください。

入力項目2(以下に該当する場合)

(設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合)

定員等の総数(人)	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
大学(短期大学含む)・高等専門学校	0人	0人	0人	0人	0人
専修学校・各種学校	0人	0人	0人	0人	0人
高等学校	0人	0人	0人	0人	0人
中学校	0人	0人	0人	0人	0人
小学校	0人	0人	0人	0人	0人
幼保連携型認定子ども園	0人	0人	0人	0人	0人
幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

※ 設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度について、定員等の内訳を下記に記載してください。

※ 定員等の総数が5,000人以上の事業年度については、内訳を記載する必要はありません。

＜相対値要件(要件2)チェック表＞

法人名													
実績判定期間	平成	年	4	月	1	日	～	令和	年	3	月	31	日

受入寄附金総額(必須) … ①		0 円
控 除 金 額	一者当たりの基準限度超過額の合計額(必須) … ②	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額(必須) … ③	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額(必須) … ④	0 円
差引金額 {①－(②+③+④)} … ⑤		0 円
国等からの補助金等の額 … ⑥ <small>(※当欄又は⑩欄のいずれかのみに記載可能。当欄に記載する場合は⑤欄の額が上限)</small>		0 円
寄附金等収入金額 (⑤+⑥)		0 円

総収入金額(必須) … ⑦ <small>(「消費収支計算書」における「帰属収入」の額です。)</small>		0 円
控 除 金 額	国等からの補助金等の額 … ⑧ <small>(※当欄又は⑥欄のいずれかのみに記載できます。)</small>	0 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 … ⑨	0 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 … ⑩	0 円
	資産の売却収入で臨時的なもの金額 … ⑪	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額 … ⑫	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額 … ⑬	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額 … ⑭	0 円
経常収入金額(※) {⑦－(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)} <small>※ 「総収入金額」から各控除金額を控除した値</small>		0 円

＜判定式＞ 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 =

1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
理事	〇〇 〇〇	理事	〇〇 〇〇	理事	〇〇 〇〇	理事	〇〇 〇〇	理事	〇〇 〇〇
理事	△△ △△△	理事	△△ △△△	理事	△△ △△△	理事	△△ △△△	理事	△△ △△△

実績判定期間の各年度における役員(理事・監事・清算人等)を記載ください

例

寄附者名簿
 (租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号イ(1)に規定する書類)

法人名		事業年度	令和〇〇年4月1日 ~ 令和〇〇年3月31日
-----	--	------	------------------------

- ※ ①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。
- ※ 本名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所の所在地に保存する必要があります。
- ※ **学校法人の役員(理事、監事等)、他の寄付者と生計を一にする者、法人の本店以外(支店)**が含まれる場合、「備考」欄に記入してください。

	寄附者の氏名 又は名称	寄附者区分	住所又は 事務所の所在地	寄附金額(円)	基準限度額	基準限度超過額	受領年月日	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
	合	計		0円		0円		

税額控除に係る証明申請 チェック項目

【申請書】

- 法人の名称、代表者氏名、設立登記日の記載があるか
- 申請要件、添付書類の該当部分にチェックが入っているか
- 実績判定期間として適切な期間を記載しているか
- 情報公開に係る制約の一文が記載されているか

【寄附者名簿・チェック表（要件1）】

- （実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある法人の場合）設置する学校等の定員等について学則等の添付がされているか
- （実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある法人の場合）当該事業年度の事業活動収支計算書
- 寄附者名簿に記載されている個人及び法人について、必要な項目（住所、寄附金額、受領年月日）は記載されているか
- 各事業年度の役員一覧を記載しているか
- 学校法人の役員等について、その旨を寄附者名簿の備考欄に記載しているか
- 同一生計者や3,000円未満の寄附者、法人格の無い任意団体をカウントしていないか
- 入学時の寄附金をカウントしていないか

【寄附者名簿・チェック表（要件2）】

- 寄附者名簿について、記載されている個人及び法人の必要な項目（住所、寄附金額、基準限度額、基準限度超過額）は記載されているか
- チェック表について、国等からの補助金の額を受入寄附金総額、総収入金額の2ヶ所に計上していないか
- 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が20%以上であるか
- 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等を添付しているか

Ⅲ 様式5

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
法 人 名
理 事 長 氏 名

証 明 願

〇〇学校の〇〇〇〇〇〇のために必要であるので、当学校が学校教育法第1条の学校として〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により、静岡県知事の認可を受けていることを証明願います。

Ⅲ 様式5

【留意事項】

- 1 提出部数2部。
- 2 幼稚園の場合は「学校」を「幼稚園」と読み替える。
- 3 上記例のほか証明が必要な場合は、上記に準じ、その目的、証明事項を明記して証明願を提出すること。
- 4 書類の下部は6 cm 程度空欄にしておくこと。
- 5 個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。
- 6 専修学校については「学校教育法第124条の専修学校」、各種学校については「学校教育法第134条の各種学校」とすること。

Ⅲ 様式6

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
法 人 名
理 事 長 氏 名

証 明 願

学校継続指定申請のため、〇〇〇〇に提出する必要があるので、別添学則が〇〇〇学校の届出済のものであることを証明願います。

Ⅲ 様式6

【留意事項】

- 1 提出部数1部、学則2部（正本1部、副本1部）。但し、1度に複数の提出先がある場合は、証明を希望する部数（正本）に1部（副本）を加えた学則を添付すること。
- 2 添付する学則の正本は、提出先に応じて袋とじをすることとし、県で保存する副本については不要。
- 3 上記の理由のほか学則証明が必要な場合は、上記に準じ、その必要理由、提出先を明記して証明願を提出すること。
- 4 専修・各種学校において設置者が個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。
- 5 提出先の企業名を記載すること。

IV 作成例編

【作成例1の1】

- ・評議員会を理事選任機関とする
- ・評議員会で評議員を選任する
- ・代表業務執行理事、業務執行理事なし
- ・付随事業(第4条の2)あり…不要な場合、削除
- ・収益事業(第5条)あり
- ・理事会決議による免責規定(第41条)なし
- ・責任限定契約規定(第42条)なし

学校法人〇〇〇〇寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇〇〇と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県〇〇市(〇〇区)〇〇町〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科
- (2) 〇〇高等学校 定時制課程 〇〇科
- (3) 〇〇高等学校 通信制課程 〇〇科
- (4) 〇〇中学校
- (5) 〇〇小学校
- (6) 〇〇幼稚園
- (7) 〇〇専修学校 〇〇〇課程
- (8) 〇〇各種学校
- (9) 幼保連携型認定こども園 〇〇園

(付随事業)

第4条の2 この法人は、次に掲げる付随事業を行う。

- (1) 認可外保育施設〇〇の設置運営(例)
- (2) 〇〇〇〇

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 書籍・文房小売業（例）
- (2) ○○○○

第3章 機関の設置

（役員及び評議員の設置）

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○（5名以上）名
 - (2) 監事 ○（2名以上）名
- 2 この法人に、評議員○○（理事の人数以上）名を置く。

（理事選任機関）

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

（理事の選任）

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長（園長）のうちから評議員会において選任した者 ○名
 - (2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 ○名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の任期）

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこ

の寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的で

ある事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第25条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第18条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) この寄附行為の変更
 - (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (3) 基本財産の処分
 - (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (5) 残余財産の帰属者の決定
 - (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (2) この法人の合併
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第20条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第35条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第 21 条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の任期)

第 22 条 監事の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第 23 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 24 条 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

(監事の職務)

第 25 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに静岡県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから選任した者 ○○名
 - (3) 学識経験者のうちから選任した者 ○○名
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、別に定める。

(評議員の任期)

第27条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第29条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第30条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- (9) 寄附行為の変更
- (10) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (11) 合併

第3節 評議員会の運営

(開催)

第31条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第32条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
- (4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

6 評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第33条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第34条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第35条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第36条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第37条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第 39 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 40 条 役員及び評議員は、その地位について報酬を受けることができない。

2 役員及び評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 9 章 資産及び会計

(資産)

第 41 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 43 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 44 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 45 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、〇〇収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 46 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 47 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 49 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 55 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 50 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 10 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 51 条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事に届け出なければならない。

第 11 章 解散及び合併

(解散)

第 52 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併

- (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 静岡県知事の解散命令
- 2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、静岡県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第53条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

第12章 補則

(情報の公表)

第55条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき
これらの書類の内容

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第57条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

令和 年 月 日静岡県知事認可のこの寄附行為は、令和 年 月 日から施行する。

【作成例1の2】

- ・評議員会を理事選任機関とする
- ・評議員会で評議員を選任する
- ・代表業務執行理事、業務執行理事なし
- ・付随事業(第4条の2)あり…不要な場合削除
- ・収益事業(第5条)なし
- ・理事会決議による免責規定(第41条)なし
- ・責任限定契約規定(第42条)なし

学校法人〇〇〇〇寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇〇〇と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県〇〇市(〇〇区)〇〇町〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科
- (2) 〇〇高等学校 定時制課程 〇〇科
- (3) 〇〇高等学校 通信制課程 〇〇科
- (4) 〇〇中学校
- (5) 〇〇小学校
- (6) 〇〇幼稚園
- (7) 〇〇専修学校 〇〇〇課程
- (8) 〇〇各種学校
- (9) 幼保連携型認定こども園 〇〇園

(付随事業)

第4条の2 この法人は、次に掲げる付随事業を行う。

- (1) 認可外保育施設〇〇の設置運営(例)
- (2) 〇〇〇〇

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○ (5名以上) 名
- (2) 監事 ○ (2名以上) 名

2 この法人に、評議員○○ (理事の人数を超える人数) 名を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長(園長)のうちから評議員会において選任した者 ○名
- (2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 ○名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の任期)

第8条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第9条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第10条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第11条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第12条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第24条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第17条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第34条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第20条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の任期)

第 21 条 監事の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第 22 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 23 条 監事は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

(監事の職務)

第 24 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに静岡県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから選任した者 ○○名
 - (3) 学識経験者のうちから選任した者 ○○名
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
 - 3 評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
 - 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、別に定める。

(評議員の任期)

第26条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第28条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

- 第29条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 寄附金品の募集に関する事項
 - (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
 - (8) 寄附行為の変更
 - (9) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (10) 合併

第3節 評議員会の運営

（開催）

第30条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第31条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第32条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第33条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

- 第34条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

- 第35条** 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。
- 2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

- 第36条** 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。
- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
 - 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 予算及び事業計画等

(会計年度)

- 第37条** この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

- 第38条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

- 第39条** 役員及び評議員は、その地位について報酬を受けることができない。
- 2 役員及び評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第9章 資産及び会計

(資産)

第40条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第42条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第43条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第44条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、**授業料収入、入学金収入、検定料収入、〇〇収入**その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第45条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第46条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 計算書類
 - (4) 計算書類の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第48条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第54条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第49条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第50条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 静岡県知事の解散命令

2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、静岡県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第52条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

第12章 補則

(情報の公表)

第54条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第56条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

令和 年 月 日静岡県知事認可のこの寄附行為は、令和 年 月 日から施行する。

寄附行為変更の条項及び理由

この法人は、従来、〇〇高等学校を運営してきたが、今回新たに〇〇中学校を設置することになったので、これに伴い、寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第4条中、第2号として次の1号を加える。

〇〇中学校

理由

- 2 第6条第1項第1号中、「理事6名」を「理事7名」に改める。

理由

- 3 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（ 年 月 日）から施行する。

寄附行為新旧対照表

旧 条 項	新 条 項
<p>（設置する学校） 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科</p> <p>（役員） 第6条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>6名</u> (2) 監事 2名 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。</p>	<p>（設置する学校） 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科 <u>(2) 〇〇中学校</u></p> <p>（役員） 第6条 この法人に、次の役員を置く。 (3) 理事 <u>7名</u> (4) 監事 2名 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>附 則 この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（ 年 月 日）から施行する。</p>

- ・ 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示すること。
- ・ 静岡県知事認可の日は空欄（令和 年 月 日）とすること。

学校法人〇〇学園設立発起人会決議録

1 日 時

2 開催場所

3 設立発起人氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

4 議 案

- (1) 学校法人〇〇学園の設立及びこれに伴う〇〇学校の設置について
- (2) 設立代表者の選任について
- (3) 寄附受領について
- (4) 設立当初役員の選任について

5 議事の経過及びその結果

〇時〇分互選により〇〇〇〇氏議長となり、開会を宣して議案の審議にはいった。

第1号議案 学校法人〇〇学園の設立及びこれに伴う〇〇学校の設置について

〇〇〇〇氏から、学校法人〇〇学園の設立及びこれに伴う〇〇学校の設置について説明があり、審議に入ったが、全員異議なく可決した。

第2号議案 設立代表者の選任について

互選の結果〇〇〇〇氏を設立代表者と定め、学校法人設立に関する一切の権限を委任することを、全員異議なく可決した。

第3号議案 寄附受領について

〇〇〇〇氏からの寄附申込みの物件は、これを受領することに全員異議なく決定した。

第4号議案 設立当初役員の選任について

次の者を設立当初の役員に選任し、全員異議なく就任することを承諾した。

理事（理事長）	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
：	：
監事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇

第5号議案 設立当初評議員の選任について

次の者を設立当初の役員に選任し、全員異議なく就任することを承諾した。

評議員	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇
：	：

作成例 3

第 6 号議案 寄附行為案について

〇〇〇〇氏から、学校法人〇〇学園の寄附行為案について説明があり、審議に入ったが、全員異議なく可決した。

よって、議長は、議事終了の旨を述べて〇時〇分閉会を宣した。

年 月 日

設立発起人

氏	名	(署名又は記名押印)
氏	名	(署名又は記名押印)
氏	名	(署名又は記名押印)
氏	名	(署名又は記名押印)
氏	名	(署名又は記名押印)
氏	名	(署名又は記名押印)

作成例 3

【留意事項】

- 1 決議録には、設立発起人全員が署名又は記名押印すること。
- 2 決議録の写しには、設立代表者の原本証明をすること。

: :

学校法人の役員等名簿

1 役員等定数

理 事 名 監 事 名 評 議 員 名

2 役員等一覧

番号	職 名	(ふりがな) 氏 名	選任区分	生年月日	年齢	最終学歴	職 業	常勤 非常勤	備考
1	理 事 (理事長)		評議員会 選任						
2	理 事		評議員会 選任(校長)						
3	理 事		評議員会 選任						
4	理 事		評議員会 選任						
5	理 事		評議員会 選任						
6	理 事		評議員会 選任						
7	監 事								
8	監 事								
9	評議員		法人職員						
10	評議員		法人職員						
11	評議員		卒業生						
12	評議員		学識経験 者						
13	評議員		学識経験 者						
14	評議員		学識経験 者						
15	評議員		学識経験 者						

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓約書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 二 理事のうちに、私立学校法第 3 1 条第 4 項各号に掲げる者が含まれていること
- 三 私立学校法第 3 1 条第 1 項各号及び第 2 項に該当しない者であること
- 四 理事のうちに、他の 2 人以上の理事、1 人以上の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 五 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えていないこと

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長（署名又は記名押印）

作成例 5 の 1

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「特別利害関係」は、私立学校法第 31 条第 6 項に規定するものをいう。
- 3 「理事長」は、寄附行為認可（法人設立）にあつては、「設立代表者」とすること。

監事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓約書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第 46 条第 1 項各号に該当しない者であること
- 二 評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずるを除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 三 監事のうちに、他の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長（署名又は記名押印）

作成例5の2

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 3 「理事長」は、寄附行為認可（法人設立）にあつては、「設立代表者」とすること。

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓約書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第 6 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者であること
- 二 私立学校法第 6 2 条第 3 項各号に掲げる者が含まれていること
- 三 評議員のうちに、他の 2 人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 四 私立学校法第 6 2 条第 3 項第 1 号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えていないこと
- 五 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の 6 分の 1 を超えていないこと

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長（署名又は記名押印）

作成例 5 の 3

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「特別利害関係」は、私立学校法第 3 1 条第 6 項に規定するものをいう。
- 3 私立学校法第 6 2 条第 3 項第 2 号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第 6 2 条第 3 項各号」は「私立学校法第 6 2 条第 3 項第 1 号」と変更することができる。
- 4 「理事長」は、寄附行為認可（法人設立）にあつては、「設立代表者」とすること。

会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓約書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第 8 1 条第 3 項各号に該当しない者であること

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長（署名又は記名押印）

作成例 5 の 4

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「特別利害関係」は、私立学校法第 3 1 条第 6 項に規定するものをいう。
- 3 私立学校法第 6 2 条第 3 項第 2 号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第 6 2 条第 3 項各号」は「私立学校法第 6 2 条第 3 項第 1 号」と変更することができる。
- 4 「理事長」は、寄附行為認可（法人設立）にあつては、「設立代表者」とすること。

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園設立当初の理事長に就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園設立当初の代表業務執行理事に就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園設立当初の理事に就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園設立当初の監事に就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園設立当初の評議員に就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園設立当初の会計監査人に就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園 理事長に下記の任期で就任することを承諾します。

<任 期>

令和〇年〇月〇日 ~ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園 代表業務執行理事に下記の任期で就任することを承諾します。

<任 期>

令和〇年〇月〇日 ~ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園 理事に下記の任期で就任することを承諾します。

<任 期>

令和〇年〇月〇日 ~ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

就任承諾書

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園 監事に下記の任期で就任することを承諾します。

<任 期>

令和〇年〇月〇日 ~ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園 評議員に下記の任期で就任することを承諾します。

<任 期>

令和〇年〇月〇日 ~ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園 会計監査人に下記の任期で就任することを承諾します。

<任 期>

令和〇年〇月〇日 ~ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

辞任届

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

私こと一身上の都合により理事長を令和 年 月 日付けで辞任したく届け出ます。

辞任届

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

私こと一身上の都合により代表業務執行理事を令和 年 月 日付けで辞任したく
届け出ます。

辞任届

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

私こと一身上の都合により理事を令和 年 月 日付けで辞任したく届け出ます。

辞任届

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

私こと一身上の都合により監事を令和 年 月 日付けで辞任したく届け出ます。

辞任届

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

私こと一身上の都合により評議員を令和 年 月 日付けで辞任したく届け出ます。

辞任届

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 氏 名 様

住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

私こと一身上の都合により会計監査人を令和 年 月 日付けで辞任したく届け出
ます。

履 歴 書

本 籍
現 住 所
氏 名
生年月日

学 歴

〇〇 年 月 日 〇〇高等学校〇〇科卒業
〇〇 年 月 日 〇〇大学〇〇学部卒業
〇〇 年 月 日 〇〇大学大学院修士課程修了

職 歴

〇〇 年 月 日 株式会社〇〇〇〇入社
〇〇 年 月 日 一身上の都合により退職
〇〇 年 月 日 〇〇〇〇高等学校教諭
〇〇 年 月 日 〇〇〇〇高等学校教頭（現在に至る）

賞 罰

特になし

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 （署名又は記名押印）

作成例 9

【留意事項】

- 1 学校名、就職先、役職名等については正式な名称を用いること。
- 2 職歴は継続して記載すること。他の学校法人の役員暦についても併せて記載すること。
- 3 就職、就任の期間が明らかになるように記載すること。

誓 約 書

(氏名) について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 (署名又は記名押印)

残余財産の処分に関する事項を記載した書類

- | | | |
|-----|------------------|---|
| 1 | 資産総額 | 円 |
| | (内訳は別紙財産の一覧のとおり) | |
| 2 | 解散及び清算諸費 (予定額) | |
| (1) | 解散事務費 | 円 |
| (2) | 借入金等の返済 | 円 |
| (3) | 未払金の清算 | 円 |
| 3 | 差引残余財産の額 (予定額) | 円 |
| 4 | 残余財産の処分方法 | |

(注) 残余財産の処分方法については、「残余財産は全額、〇〇に寄付する。」などのように記載すること。

年 月 日

学校法人〇〇学園
理事長 〇〇〇〇 様

受 納 者 (署名又は記名押印)

寄附受納確約書

年 月 日付けで申込みのありました貴法人の解散に伴う残余財産に係る寄附については、清算終了のときに受領し、〇〇の教育事業に充てることを確約いたします。

清算書

- 1 解散時の資産総額

- 2 解散及び清算諸費
 - (1) 解散事務費（登記、公告など）
 - (2) 借入金の返済
 - (3) 未払金の清算
 - (4) その他

- 3 差引残余財産の額

- 4 上記残余財産の処分方法

(注)

「4 上記残余財産の処分方法」には、例えば「残余財産は別紙寄附金受領書（写）のとおり、その金額を〇〇に寄附した。」のように記載すること。

理由書（合併）

1. 計画の概要

（1）合併計画の概要

- ・存続学校法人 学校法人〇〇学園
- ・解散学校法人 学校法人〇〇学園

（2）合併後の法人名称

- ・学校法人 〇〇学園

2. 学校法人について（合併前の各学校法人について記載）

（1）学校法人〇〇学園の設立理念と沿革

（2）学校法人〇〇学園の設立理念と沿革

3. 合併の目的

（1）合併に至る経緯（きっかけから各学校法人理事会にて議決するまでを記載
関係者への説明（反対者への対応状況）なども記載）

（2）合併の主な理由（詳細について記載）

（3）合併の目的・意義（詳細について記載）

（4）合併後の運営方針（教職員の処遇についても記載）

理 事 会 議 事 録

1. 日 時
2. 開催場所
3. 理事定数 ○人
4. 出席理事 ○人 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
 ○○○○ ○○○○ …………
5. 欠席理事 ○人 ○○○○

6. 議 案

- (1) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について
- (2) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について

7. 議 事

○時○分寄附行為により○○○○氏が議長となり、定足数に達したので開会する旨を宣して議案の審議にはいった。寄附行為第○条の規定により議事録署名人として、○○○○氏及び○○○○氏を選任した。各議案の審議の要領及び賛否の結果は次のとおりである。

- (3) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について
……………
- (4) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について
……………

以上、本日の議案の審議をすべて終了、○時○分議長閉会を宣した。

以上の議決を明確にするため、本議事録を作成、議長及び議事録署名人が署名押印する。

年 月 日
議事録署名人
議 長 ○○○○
理 事 ○○○○
理 事 ○○○○

評 議 員 会 議 事 録

1. 日 時
2. 開催場所
3. 評議員定数 ○人
4. 出席評議員 ○人 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ ………
5. 欠席評議員 ○人 ○○○○

6. 議 案

- (1) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について
- (2) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について

7. 議 事

○時○分互選により○○○○氏が議長となり、定足数に達したので開会する旨を宣して議案の審議にはいった。寄附行為第○条の規定により議事録署名人として、○○○○氏及び○○○○氏を選任した。各議案の審議の要領及び賛否の結果は次のとおりである。

- (3) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について
……………
- (4) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について
……………

以上、本日の議案の審議をすべて終了、○○時○○分議長閉会を宣した。
以上の議決を明確にするため、本議事録を作成、議長及び議事録署名人押印する。

年 月 日
議事録署名人
議 長 ○○○○
評議員 ○○○○
評議員 ○○○○

作成例 13

(注)

- 1 審議の状況については、各議案に発言者の氏名及び発言の要旨等を記載すること。
- 2 賛否の結果については、賛成者及び反対者の数を明示すること。
- 3 議長及び議事録署名人の選任方法は、寄附行為の定めにより異なる場合があるので、注意すること。

財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(年 月 日現在)

I 資産総額	金	円
内 1 基本財産	金	円
2 運用財産	金	円
[収益事業用財産	金	円]
II 負債総額	金	円
[収益事業用負債	金	円]
III 正味財産	金	円

財産の状況

[1]資産

1 基本財産

(1)土地

種 別	所 在 地	面積(m ²)			計	金 額	備 考
	計						

(2)建物

種 別	所 在 地	構 造	面積(m ²)			計	金 額	備 考
	計							

(3)構築物

種 別	金 額	備 考
計		

(4)機器備品

ア 教育研究用機器備品

名称又は種類	数 量	点	金 額	備 考
計				

イ 管理用機器備品

名称又は種類	数 量	点	金 額	備 考
計				

(5)図書

種 別	冊 数	冊	金 額	備 考
計				

(6)車両

種 別	数 量	台	金 額	備 考
計				

(7)その他基本財産

種 別	数 量	台	金 額	備 考
計				

2 運用財産

(1) 預貯金・現金

ア 預貯金

預貯金種別	金融機関	金額	円	備考
普通預金				
定期預金				
通常貯金				
計				

イ 現金 円

(2) 特定資産

内 訳	預入先又は信託先	金額	円	備考
計				

(3) 有価証券

銘柄	数量	取得年月日	金額	円	備考
計					

(4) 不動産

ア 土地

種 別	所在地	面積	m ²	金額	円	備考
計						

イ 建物

種 別	所在地	面積	m ²	金額	円	備考
計						

(5) 貯蔵品

種 類	用途	金額	円	備考
計				

(6) 未収入金

内 訳	件数	金額	円	備考
計				

(7) 前払金

円

内 訳	件数	金額	円	備考
計				

〔 収益事業用財産

※ 該当がある場合は「基本財産」及び「運用財産」の各表に準じて内訳を記載。 〕

[2] 負債

1 固定負債

(1) 長期借入金

借入先	件数	金額	円	用途	返済期限	利率%	備考
計							

(2) 学校債

種 類	件数	金額	円	用途	償還期限	利率%	備考
計							

(3) 長期未払金

内 訳	件数	金額	円	用途	支払期限	備考
計						

2 流動負債

(1)短期借入金

借入先	件数	金額 円	用途	利率%	備考
計					

(2)1年以内償還予定学校債

種類	件数	金額 円	用途	利率%	備考
計					

(3)未払金

内訳	件数	金額 円	用途	備考
計				

(4)前受金

内訳	件数	金額 円	用途	備考
計				

〔 収益事業用負債
※ 該当がある場合は「固定負債」及び「流動負債」の各表に準じて内訳を記載。 〕

[3] 借用財産

(1)土地

種別	所在地	面積(m ²)			計 m ²	契約相手方	契約期間	賃料 (月額) 円	備考
計									

(2)建物

種別	所在地	構造	面積(m ²)			計 m ²	契約相手方	契約期間	賃料 (月額) 円	備考
計										

(注)

- この書類は、開設年度の前々年度の末日又は当該末日から申請を行う日までの間において申請者が定める日で作成すること。
- この書類は、申請書に添付する貸借対照表と整合するよう作成すること。
- 上記以外の貸借対照表の科目の転記に当たっては、上表を参考に適宜追加すること。

寄附申込書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

学校法人〇〇学園設立の上は、下記のことを寄附します。

記

- 1 土 地 〇〇㎡ 〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 建 物 〇〇㎡ 〇〇市〇〇町〇〇番地 鉄筋コンクリート造2階建
- 3 構築物、教育研究機器備品、その他の機器備品及び図書 別紙目録のとおり
- 4 有価証券 〇〇円 (額面)
- 5 現 金 〇〇円

【留意事項】

- 1 寄附者の寄附能力を証明する書類を添付すること。
 - (1) 寄附者が株式会社等法人の場合
役員会等の決議録等、収支決算書、貸借対照表等を添付すること。
 - (2) 寄附者が個人の場合
寄附者の収入又は資産状況を明らかにする書類を添付すること。
- 2 寄附の収納状況等を明らかにする書類を添付すること。
 - ・ 寄附金が収納されている銀行口座の通帳の写し
 - ・ 寄附金収納の際に発行した領収書の写し など

不動産の権利の所属についての登記所の証明書類一覧

土地

	所在地	地番	地目	地積	所有者	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	計			0.00		

建物

	所在地	家屋番号	種類	床面積		構造	所有者
				1階	2階		
1				1階			
				2階			
				3階			
				4階			
計				0.00			
-	-	-		1階			
				2階			
				3階			
				4階			
				5階			
計				0.00			
-	-	-	校舎	1階			
				2階			
計				0.00			
-	-	-	校舎	1階			
				2階			
計				0.00			
				1階			
				2階			
計				0.00			
合計				0.00			

価格評価書

1 土地 m² 円

所在地	面積	価額
	m ²	円

2 建物 m² 円

所在地	構造	面積	価額
		m ²	円

3 構築物 件 円

名称	数量	価額
		円

4 教育研究用機器備品 点 円

品名	数量	価額
		円

5 その他の機器備品 点 円

品名	数量	価額
		円

作成例 17

6 図 書 冊 円

7 その他の基本財産 点 円

品 名	数 量	価 額
		円

上記のとおり評価します。

年 月 日

評価人

住 所

職

(署名又は記名押印)

【留意事項】

- 1 現物寄附を受けた財産及び借用財産について評価を受けた場合等に添付すること。
評価を必要としない場合には不要なので、「該当なし」と記載した書類を添付すること。

事業計画

1 主要な事業計画

年度	事項	概要

2 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	事業費	財源	実施時期	備考

(注)

- 1 「主要な事業計画」の表には、主要な事項について年度ごとに記入すること。
- 2 「施設又は設備の整備計画」の表には、施設又は設備に係る主な事業計画を年度ごとに記入すること。
- 3 下記のとおり記載すること
 「事項」の項には、整備に係る施設又は設備の名称及び事業内容の総称
 「事業規模等」の項には、施設の構造、面積及び場所又は設備の数量等
 「事業費」の項には、建築又は取得等に要する所要経費
 「財源」の項には、所要経費に充当する主な財源内訳
 「実施時期」の項には、施設の着工及び完成予定時期又は設備の取得時期

○年度収支予算書(決算書)

(1) 資金収支計算書

収入の部

科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇 〇 幼 稚 園	総 額
学 生 生 徒 納 付 金 収 入				
授 業 (保 育) 料 収 入				
入 学 金 (入 園 料) 収 入				
実 験 実 習 料 (教 材 費) 収 入				
施 設 設 備 資 金 収 入				
手 数 料 収 入				
入 学 (入 園) 検 定 料 収 入				
証 明 手 数 料 収 入				
寄 付 金 収 入				
特 別 寄 付 金 収 入				
一 般 寄 付 金 収 入				
補 助 金 収 入				
国 庫 補 助 金 収 入				
県 補 助 金 収 入				
市 町 村 補 助 金 収 入				
資 産 運 用 収 入				
受 取 利 息 配 当 金 収 入				
施 設 設 備 利 用 料 収 入				
資 産 売 却 収 入				
不 動 産 売 却 収 入				
有 価 証 券 売 却 収 入				
事 業 収 入				
補 助 活 動 収 入				
収 益 事 業 収 入				
雑 収 入				
退 職 金 財 団 からの 受 入 収 入				
廃 品 売 却 収 入				
雑 収 入				

(1) 資金収支計算書

収入の部

科目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
借入金等収入				
長期借入金収入				
短期借入金収入				
学校(園)債収入				
前受金収入				
授業(保育)料前受金収入				
入学金(入園料)前受金収入				
実験実習料(教材費)前受金収入				
施設設備資金前受金収入				
その他の収入				
〇〇引当特定預金からの繰入収入				
前期末未収入金収入				
貸付金回収収入				
預り金受入収入				
資金収入調整勘定				
期末未収入金				
前期末前受金				
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				

(注) 必要に応じて、科目を変更、省略又は追加して作成すること。

作成例18の2

支出の部

科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇 〇 幼 稚 園	総 額
人 件 費 支 出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
教育研究費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
…				
…				
雑費支出				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校(園)債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金等返済支出				
学校(園)債利息支出				

支出の部

科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
施 設 関 係 支 出				
土 地 支 出				
建 物 支 出				
構 築 物 支 出				
建物仮勘定支出				
設 備 関 係 支 出				
教育研究用機器備品支出				
その他の機器備品支出				
図 書 支 出				
車 両 支 出				
資 産 運 用 支 出				
有価証券購入支出				
〇〇引当特定預金への繰入支出				
収益事業元入金支出				
出 資 金 支 出				
そ の 他 の 支 出				
貸付金支払支出				
前払金支払支出				
前期末未払金支払支出				
預り金支払支出				
予 備 費				
資 金 支 出 調 整 勘 定				
期 末 未 払 金				
前 期 末 前 払 金				
次年度繰越支払資金				
支 出 の 部 合 計				

(注)必要に応じて、科目を変更、省略又は追加して作成すること。

作成例18の2

(2) 事業活動収支計算書

科	目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
教育活動	学生生徒納付金収入				
	授業(保育)料収入				
	入学金(入園料)収入				
	実験実習料(教材費)収入				
	施設設備資金				
	手数料収入				
	入学(入園)検定料				
	試 験 料				
	証 明 手 数 料				
	寄付金収入				
	特別寄付金				
	一般寄付金				
	現物寄付				
	補助金収入				
	国庫補助金				
	県補助金				
	市町村補助金				
	付随事業収入				
	補助活動収入				
	附属事業収入				
	受託事業収入				
	雑収入				
施設設備利用料					
廃品売却収入					
雑 収 入					
教育活動収入計					

(2) 事業活動収支計算書

科 収 支	目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
	科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
事業活動支出の部	人 件 費				
	教 員 人 件 費				
	職 員 人 件 費				
	役 員 報 酬				
	退 職 金				
	退職給与引当金繰入額				
	教 育 研 究 経 費				
	消 耗 品 費				
	光 熱 水 費				
	旅 費 交 通 費				
	奨 学 費				
	減 価 償 却 費				
	管 理 経 費				
	消 耗 品 費				
	光 熱 水 費				
	旅 費 交 通 費				
	…				
	…				
	雑 費				
	減 価 償 却 費				
	徴 収 不 能 額 等				
	徴収不能引当金繰入額				
	徴 収 不 能 額				
教育活動支出計					
教育活動収支差額					

(2) 事業活動収支計算書

科	目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
教育活動外収入の部	事業活動収入の部				
	受取利息・配当金				
	その他の受取利息・配当金				
	その他の教育活動外収入				
	収益事業収入				
	教育活動外収入計				
	事業活動支出の部				
借入金等利息					
借入金利息					
学校債利息					
その他の教育活動外支出					
教育活動外支出計					
教育活動外収支差額					
経常収支差額					
特別収支差額	事業活動収入の部				
	資産売却差額				
	その他の特別収入				
	施設設備寄付金				
	現物寄付				
	施設設備補助金				
	過年度修正額				
	特別収入計				
	事業活動収入の部				
	資産処分差額				
	その他の特別支出				
	災害損失				
	過年度修正額				
特別支出計					
特別収支差額					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計					
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

(注)

- この表に掲げる科目に計上すべき金額が無い場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

Ⅲ 作成例 19

創立費調書

年度

区分	契約等の内容					財 源				支払状況		備考
	契約(寄附 申込)年月日	契約(寄付) 相手方氏名	面積・ 数量等	契約(寄 付)金額	備考	自己資金	寄付金	借入金	その他	支払(予定) 年月日	支払(予定) 金額	
土 地			校地 m ²	円		円	円	円			円	
建 物												
構築物												
教育研究用 機器備品												
その他の 機器備品												
図書			冊									
その他												
合計												

【留意事項】

- 1 学校法人の設立又は学校の設置等に要する一切の施設・設備の取得及びその財源について作成すること。
- 2 財源のうち現物寄附については、() 内に外書きすること。
- 3 「契約等の内容」欄中の「備考」には、土地にあつては物件所在地、建物にあつては種別（校舎○号館など）・構造・工期を記入すること。

負債償還計画書

区分	借入先	当初 (予定) 借入額	借入 (予定) 年月日	返済期間 及び利率	申請時現 在の残高	法人設立 (学校設置) 時の残高	借入金に対する返済計画						借入目的 (借入金の使途)
							年度	年度	年度	年度	年度	年度	
既設校 のた めの 負債	〇〇銀行	千円		〇年〇% (据置〇年)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
							()	()	()	()	()	()	
								()	()	()	()	()	
	小計						()	()	()	()	()	()	
新設校 のた めの 負債		千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
							()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	
	小計						()	()	()	()	()	()	
合計						()	()	()	()	()	()		
年度末残高(元金のみ)													

- (注) 1 法人全体についての償還計画を年度ごとに作成すること。()内には当該年度分の利息の額を外書きで記入すること。
 2 幼稚園の場合は「校」を「園」と読み替える。
 3 借入目的欄には、借入目的(例えば、〇〇高校〇号館建築費に充当)及び担保物件等を具体的に記入すること。
 4 短期借入金についても、上記と同様に記載すること。

貸借対照表

資産の部				
科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
固 定 資 産				
有 形 固 定 資 産				
土 地				
建 物				
構 築 物				
教育研究用機器備品				
管理用機器備品				
図 書				
車 両				
建 物 仮 勘 定				
特定資産				
退職給与引当特定資産				
減価償却引当特定資産				
第3号基本金引当特定資産				
その他の固定資産				
借 地 権				
電 話 加 入 権				
施 設 利 用 権				
ソ フ ト ウ ェ ア				
有 価 証 券				
収 益 事 業 元 入 金				
長 期 貸 付 金				
流 動 資 産				
現 金 預 金				
未 収 入 金				
短 期 貸 付 金				
有 価 証 券				
資 産 の 部 合 計				

作成例21

負債の部				
科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
固 定 負 債				
長期借入金				
学 校 債				
長期未払金				
退職給与引当金				
流 動 負 債				
短期借入金				
1年以内償還予定学校債				
手 形 債 務				
未 払 金				
前 受 金				
預 り 金				
負 債 の 部 合 計				
純資産の部				
科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
基 本 金 の 部				
第 1 号 基 本 金				
第 2 号 基 本 金				
第 3 号 基 本 金				
第 4 号 基 本 金				
繰越収支差額				
翌年度繰越収支差額				
純 資 産 の 部 合 計				
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計				

注記 重要な会計方針
 重要な会計方針の変更等
 減価償却額の累計額の合計額
 徴収不能引当金の合計額
 担保に供されている資産の種類及び額
 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

注 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額が無い場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

施設・設備調書

1 校地面積 (単位: m²)

区 分	所 在 地	計 画 面 積	備 考
校舎敷地			
屋外運動場			
その他の校地			
合 計			

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

2 校舎等の内訳

区 分	室 数	計画面積(m ²)	備 考
普通教室			
特別教室			
準備室			
校長室			
職員室			
事務室			
図書室			
保健室			
その他			
小 計			
屋内運動場			
その他			
合 計			

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

3 その他の建物の内訳

区 分	棟 数	計画面積(m ²)	備 考
寄 宿 舎			
職 員 住 宅			
部 室			
駐 輪 場			
そ の 他			
合 計			

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

4 設備

名 称	数 量	備 考
プ ー ル		
飲料水用設備		
消 防 設 備		
受 水 設 備		

5 校具及び教具

名称	数量	備考	名称	数量	備考

(注)備考欄には、自己所有、購入予定の別等を記入すること。

施設・設備調書

1 校地面積 (単位: m²)

区 分	所 在 地	変 更 後	変 更 前	備 考
校舎敷地				
屋外運動場				
その他の校地				
合 計				

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

2 校舎等の内訳

区 分	変 更 後		変 更 前		備 考
	室 数	面 積 (m ²)	室 数	面 積 (m ²)	
普通教室					
特別教室					
準備室					
校長室					
職員室					
事務室					
図書室					
保健室					
その他	/		/		
小 計	/		/		
屋内運動場					
その他	/		/		
合 計	/		/		

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

作成例22の2

3 その他の建物の内訳

区 分	変 更 後		変 更 前		備 考
	棟 数	面 積 (m ²)	棟 数	面 積 (m ²)	
寄 宿 舎					
職 員 住 宅					
部 室					
駐 輪 場					
そ の 他					
合 計					

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

4 設備

名 称	変 更 後 数 量	変 更 前 数 量	備 考
プ ー ル			
飲 料 水 用 設 備			
消 防 設 備			
受 水 設 備			

5 校具及び教具

名 称	変 更 後 数 量	変 更 前 数 量	備 考	名 称	変 更 後 数 量	変 更 前 数 量	備 考

(注)備考欄には、自己所有、購入予定の別等を記入すること。

施設・設備調書

1 校地面積 (単位: m²)

区 分	所 在 地	面 積	備 考
校舎敷地			
屋外運動場			
その他の校地			
合 計			

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

2 校舎等の内訳

区 分	〇〇専用		共用		〇〇専用		合計		備考
	室数	面積(m ²)	室数	面積(m ²)	室数	面積(m ²)	室数	面積(m ²)	
普通教室							0	0	
特別教室							0	0	
準備室							0	0	
校長室							0	0	
職員室							0	0	
事務室							0	0	
図書室							0	0	
保健室							0	0	
その他							0	0	
合 計	/		/		/		/		
屋内運動場							0	0	
その他							0	0	
合 計	/		/		/		/		

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

作成例22の3

3 その他の建物の内訳

区 分	棟 数	計画面積 (㎡)	備 考
寄 宿 舎			
職 員 住 宅			
部 室			
駐 輪 場			
そ の 他			
合 計			

(注)借用部分の面積は、上段に()で内書きすること。

4 設備

名 称	数 量	備 考
プ ー ル		
飲 料 水 用 設 備		
消 防 設 備		
受 水 設 備		

5 校具及び教具

名称	数量	備考	名称	数量	備考

(注)備考欄には、自己所有、購入予定の別等を記入すること。

校舎明細表

校舎別 (構造)	室番号	区分	部屋名	面積 m ²
○○校舎1階 (鉄筋)	1	校長室	校長室	
	2	職員室	職員室	
	3	事務室	事務室	
	4	保健室	保健室	
	5	図書室	図書室	
	6	その他	会議室	
	7	特別教室	パソコン教室	
	8	準備室	理科準備室	
	9	その他	便所	
	10	その他	物置	
	11	その他	廊下	
		計		
○○校舎2階 (鉄筋)				
		計		
...				
		計		
...				
		計		
(鉄筋)		講堂		
(鉄筋)		屋内運動場		
校舎合計				

(注)室番号は建物平面図に記載する各部屋の番号と一致させること。

(注)各区分ごと及び合計の面積は施設設備調書と整合をとること。

校舎明細表

校舎別 (構造)	室番号	区分	部屋名	〇〇専用		共用		〇〇専用		備考
				室数	面積	室数	面積	室数	面積	
〇〇校舎1階 (鉄筋)										
		計			0	0	0	0	0	0
〇〇校舎2階 (鉄筋)										
		計			0	0	0	0	0	0
本館 合計				0	0	0	0	0	0	
	計			0	0	0	0	0	0	
講堂 合計				0	0	0	0	0	0	
	計			0	0	0	0	0	0	
	計			0	0	0	0	0	0	
	計			0	0	0	0	0	0	
屋内運動場 合計				0	0	0	0	0	0	
合 計				0	0	0	0	0	0	

(注) 室番号は建物平面図に記載する各部屋の番号と一致させること。

(注) 各区分ごと及び合計の面積は施設設備調書と整合をとること。

園 舎 明 細 表

園 舎 別 (構 造)	室 番 号	区 分	面 積 m ²
〇〇園舎1階 (鉄 筋)	1	職 員 室	
	2 ~ 4	保 育 室	
	
		廊 下 所 其 他	
		計	
〇〇園舎2階 (鉄 筋)	1 ~ 4	保 育 室	
	5	遊 戯 室	
	
		廊 下 所 其 他	
		計	
...	
		廊 下 所 其 他	
...	
		廊 下 所 其 他	
園 舎 合 計			

(注)室番号は建物平面図に記載する各部屋の番号と一致させること。

学級編制表

○年度 (課程)

学科別	1年		2年		3年		計	
	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
合計								

○年度 (課程)

学科別	1年		2年		3年		計	
	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
合計								

○年度 (課程)

学科別	1年		2年		3年		計	
	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
合計								

○年度 (課程)

学科別	1年		2年		3年		計	
	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
合計								

作成例24の2 (幼稚園用)

学級編制表

年齢区分	園則学級数・定員		初年度		第2年度		第3年度	
	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数
満3歳児								
3歳児								
4歳児								
5歳児								
合計								

学級編制表

○年度

課 程	学科別	昼夜 区分	1年		2年		3年		4年		計	
			学級数	定 員	学級数	定 員	学級数	定 員	学級数	定 員	学級数	定 員
課程												
課程												
合 計												

教 職 員 組 織 表

職 名	申 請 年 度			初 年 度			2 年 度			3 年 度		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長												
教 頭												
教 諭												
養護教諭												
講 師												
実習助手												
事 務 長												
事務職員												
用務員等												
校 医 等												
計												
教職員数の変動 (対前年度)	採 用											
	退 職 等											
	身 分 切 替 え											

(注)

- 1 「教職員数の変動」の欄は、「専任英語教諭1名」「非常勤理科講師から専任教諭へ1名」と記載
- 2 幼稚園、専修・各種学校の場合も職名に応じて同様の記載を行うこと。
- 3 不要な行は削除すること。

教職員名簿

職 名	専任・兼任・ 非常勤の別	担 当 教 科	氏 名	年 齢	最 終 学 歴	従 事 年 数	採 用（予 定） 年 月	備 考

(注)

- 1 職名や人数等は教職員組織表と整合をとること。
- 2 担当教科は、教員免許状の教科名を記載すること。
- 3 従事年数は、他校における同様の職での従事年数を通算すること。
- 4 採用年月日は、学校法人への採用年を記載すること。
- 5 学校医・学校歯科医・学校薬剤師についても記載すること。
- 6 人件費内訳表（作成例27）を添付すること。
- 7 専修学校・各種学校の場合は、備考欄に専修学校設置基準の該当する条文を記載すること。
 (例 専門課程の教員で高等学校において2年以上教諭の経験がある者の場合 41-3 と記入)

人 件 費 内 訳 表

(単位:円)

区分	職名	氏名	職務内容	人 件 費 総 額 (年 額)					
				本 俸	諸 手 当	期末勤勉手当	小 計	所定福利費	合 計
教 員									
			小 計						
職 員									
			小 計						
			合 計						

(注)

- 1、資金収支予算書の「教員人件費支出」及び「職員人件費支出」の内訳を記入すること。
- 2、教職員組織表、教職員名簿と整合をとること。

教職員別担当時間数表

年度

教科		国語		地理歴史												計
氏名	科目	国語 I	国語 II													
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)

- 1 教職員組織表に記載の年度分作成すること。
- 2 高等学校の場合は学科別に、専修学校の場合は分野、課程別に作成すること。

変更予定年度及び前年度の収支計算書の状況

(単位：円)

科	目	本年度	変更年度	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒納付金収入		
		授業(保育)料収入		
		入学金(入園料)収入		
		実験実習料(教材費)収入		
		施設費		
		その他		
		手数料収入		
		入学(入園)検定料		
		その他		
		寄付金収入		
		補助金収入		
		県経常費補助金		
		その他		
		付随事業収入		
		雑収入		
		教育活動収入計		
		事業活動支出の部	人件費	
			教育研究経費	
	管理経費			
	徴収不能額等			
教育活動支出計				
教育活動収支差額				
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出の部	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
教育活動外収支計				
経常収支差額				
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		特別収入計		
	事業活動支出の部	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		特別支出計		
特別収支差額				

〇〇高等学校学則

第1章 総則

(名称)

第1条 この高等学校は、〇〇高等学校という。

(位置)

第2条 〇〇高等学校は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(目的)

第3条 〇〇高等学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

第4条 課程、学科および生徒の定員については、次のとおりとする。

課程	学科	入学定員	総定員	修業年限	入学資格
全日制課程	〇〇科 〇〇科	〇〇人 〇〇人	〇〇人 〇〇人	3年	中学卒業若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は
通信制課程	〇〇科	〇〇人	〇〇人	3年以上	これと同等以上の学力があると認められた者

2 通信教育を行う区域は、静岡県とする。

3 通信教育連携協力施設（学習等支援施設）として、〇〇（位置、定員記載）を置く。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日又は毎月の第〇土曜日

作成例 30

- (4) 学年始休業日 ○月○日から○月○日まで
- (5) 夏季休業日 ○月○日から○月○日まで
- (6) 冬季休業日 ○月○日から○月○日まで
- (7) 学年末休業日 ○月○日から○月○日まで
- (8) その他校長が必要と認めた休業日

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第8条 教育課程及び授業日時数は、学習指導要領に定める基準により、校長が編成する。

2 教育課程表は、別表のとおりとする。

第5章 入学、退学、休学、編入学、転学、留学等

(入学)

第9条 入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の4の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。

2 入学の時期は、学年の始めとする。

3 校長は、前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、かつ教育上支障がない時は、第5条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、編入学（第14条に規定する編入学を除く。）を許可することができる。

(退学)

第10条 退学しようとする者は、保護者（親権者又は後見人をいう。退学しようとする者が成年に達している場合又は特別な理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者）に読み替えるものとする。以下同じ。）と連署した別記様式第○号による退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(復校)

第11条 退学した者が復校を希望するときは、校長は、特別な理由があると認めたときに限り、これを許可することができる。

(休学)

第12条 病気その他やむを得ない理由によって休学しようとする者は、保護者と連署した別記様式第○号による休学願に、医師の診断書又は理由を証するに足る書類を添えて校長に願い出ることができる。

2 校長は、3月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長の許可を得なければならない。

(復学)

第13条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した別記様式第○号による復学願を、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出し、

作成例 30

その許可を受けなければならない。

(編入学資格)

第 14 条 校長は、相当年齢に達し、入学しようとする学年に在学するものと同年以上の学力があると認められた者については、教育上支障がない場合、第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学を許可することができる。

2 編入学をしようとする者は、保護者と連署した別記様式第〇号による編入学願を校長に退出しなければならない。

(転学)

第 15 条 転学しようとする者は、保護者と連署した別記様式第〇号による転学願を校長に退出しなければならない。

2 前項の転学願いを適当と認めたときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転学の受入れ)

第 16 条 他の高等学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の校長に通知し、指導要録の写その他必要な書類の送付を受けなければならない。

(転科)

第 17 条 転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。

2 生徒が転科しようとするときは、保護者と連署した別記様式第〇号による転科願を校長に提出しなければならない。

(留学)

第 18 条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した別記様式第〇号による留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第 5 条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(出席停止)

第 19 条 校長は、生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

第 5 章 教育課程、課程の修了及び卒業

(教育課程)

第 20 条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単

作成例 30

位数は、別表のとおりとする。

(卒業及び課程の修了の認定)

第 21 条 卒業又は各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、所定の単位を修得した者について、校長がこれを認定する。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第 5 条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、卒業又は各学年の課程の修了を認定することができる。

(卒業証書の授与)

第 22 条 校長は、高等学校の全課程を修了したと認めた者には、別記様式〇号による卒業証書を授与する。

(原級留置)

第 23 条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

第 6 章 職員組織

(職員組織)

第 24 条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 校長 | 1 名 |
| (2) 教頭 (副校長) | 名 |
| (3) 教諭 | 名 |
| (4) 養護教諭 | 名 |
| (5) 司書教諭 | 名 |
| (6) 実習助手 | 名 |
| (7) 講師 | 名 |
| (8) 事務長 | 名 |
| (9) 事務職員 | 名 |
| (10) 養護職員 | 名 |
| (11) 学校医 | 名 |
| (12) 学校歯科医 | 名 |
| (13) 学校薬剤師 | 名 |

- 2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を助け校務を整理する。
- 4 事務長は、校長の監督を受け事務をつかさどる。
- 5 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第 7 章 賞 罰

(褒賞)

第 25 条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を褒賞することができる。

作成例 30

(懲戒)

第 26 条 教育上必要があると認めるときは、校長及び教員は、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 8 章 授業料、入学料及び検定料等

(授業料、入学料及び検定料等)

第 27 条 本校の授業料、入学料及び検定料等は、次のとおりとする。

区 分	全日制課程	通信制課程
授業料 (月額)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
維持管理費 (月額)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
図書費 (年額)	〇〇〇円	〇〇〇円
暖房費 (年額)	〇〇〇円	〇〇〇円
入学料	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
施設費	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
入学検定料	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入するものとする。
- 3 授業料を期限内に納入しないときは、学校は遅滞なく期限を付し督促するものとする。
- 4 生徒が休学したときは、第 2 項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 5 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 6 入学検定料の納付は、入学願書提出と同時に行うものとする。
- 7 校長は、入学を許可した者が入学料を期限内に納入しない時は、入学許可を取り消すことができる。
- 8 既に納入した授業料、入学検定料及び入学料は、原則として返還しない。
- 9 校長は、特別の事情があると認めたときは、授業料等を減免することができる。

第9章 寄宿舎

(寄宿舎)

第33条 本校に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎については、別に定める。

附 則

1 この学則は、 年 月 日から施行する。

2 この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

【参考：学校教育法施行規則】

第四条前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舎に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
- 二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

別表：小学校教育課程

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語						
	社会						
	算数						
	理科						
	生活						
	音楽						
	図画工作						
	家庭						
	体育						
道徳							
特別活動							
総合的な学習の時間							
総授業時数							

(注1) 各学年ごと、各教科等の年間授業時数を記載すること。

別表：中学校教育課程

区分		第1学年	第2学年	第3学年	備考
各教科の授業時数	国語				
	社会				
	数学				
	理科				
	音楽				
	美術				
	保健体育				
	技術・家庭				
	外国語				
道徳					
特別活動					
選択教科(1)					選択教科数は、 第2学年において1以上 第3学年において2以上
選択教科(2)					
選択教科合計					
総合的な学習の時間					
総授業時数					

(注1) 各学年ごと、各教科等の年間授業時数を記載すること。

別表：高等学校教育課程

区分	科目	標準 単位	学科名				
			コース名				
			1年	2年	3年	合計	
各 教 科 の 授 業 時 数	国語						
	地理歴史						
	公民						
	数学						
	理科						
	保健体育						
芸術							
外国語							
家庭							
情報							
学校設定教科							
専 門 教 育 に 関 す る 教 科 ・ 科 目	農業						
	工業						
	商業						
	水産						
	家庭						
	看護						
	情報						
	福祉						
	理数						
	体育						
	音楽						
	美術						
	英語						
学校設定教科							
教科合計単位数							
総合的な探求の時間							
合計単位数							
特別活動	ホームルーム活動						
備考							

(注1) 教科・科目名は、学習指導要領にある順に記入する。

別表：高等学校教育課程

教科	科目	標準 単位数	本校の単位数	レポート	スクーリング	テスト
国語						
地理歴史						
公民						
数学						
理科						
保健体育						
芸術						
外国語						
家庭						
情報						
学校設定 教科						
総合的な探究の時間						
自立活動						
特別活動	ホームルーム活動等	卒業までに30時間				

〇〇幼稚園園則

第1章 総則

(名称)

第1条 この幼稚園は、〇〇幼稚園という。

(位置)

第2条 〇〇幼稚園は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(目的)

第3条 〇〇幼稚園は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(保育年限及び入園資格等)

第4条 保育年限、定員、学級数及び入園資格は、次のとおりとする。

年齢別	保育年限	定員	学級数	入園資格
3歳児	3年			満3歳から満4歳未満の幼児
4歳児	2年			満4歳から満5歳未満の幼児
5歳児	1年			満5歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児
計				

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、園長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 毎月の第2及び第4土曜日
- (4) 夏季 〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 冬季 〇月〇日から〇月〇日まで
- (6) 学年末 〇月〇日から〇月〇日まで

(7) その他

第 3 章 保育内容及び保育時間

(保育内容)

第 8 条 保育内容は、保健・人間関係・環境・言葉・表現等とする。

(保育時間)

第 9 条 保育時間は、午前〇時から午後〇時までとする。ただし、季節によって変更することがある。

第 4 章 教育課程修了の認定

(認定の基準)

第 10 条 教育課程の修了は、園長が認定する。

(証書の授与)

第 11 条 園長は、所定の教育を終了したと認めた者には、修了証書を授与する。

第 5 章 入園、退園、転園及び休園

(入園)

第 12 条 入園については、幼稚園所定の手続を経なければならない。

(退園及び転園)

第 13 条 退園又は転園しようとするときは、その理由を付して保護者から園長に願い出なければならない。

(休園)

第 14 条 園長は、病気その他やむを得ない理由により引き続き 1 月欠席し、なお、2 月以上欠席を要すると認められる者が休園を願い出た場合には、1 年以内を限り休園を許可することができる。

2 園長は、教育上必要と認めたときは、1 年以内を限り休園を命ずることができる。

第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

第 15 条 教職員組織は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 園長 | |
| (2) 教頭 | 人 |
| (3) 教諭 | 人 |
| (4) 助教諭 | 人 |
| (5) 養護教諭 | 人 |
| (6) 養護助教諭 | 人 |
| (7) 講師 | 人 |
| (8) 園内科医 | 人 |

- | | |
|-----------|---|
| (9) 園歯科医 | 人 |
| (10) 園薬剤師 | 人 |
| (11) 事務職員 | 人 |

第7章 毎月納付金及び入園料

(毎月納付金)

第16条 毎月納付金は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----|------|
| (1) 保育料 | 月額 | 〇〇〇円 |
| (2) 教材費 | 月額 | 〇〇〇円 |
| (3) 施設設備費 | 月額 | 〇〇〇円 |

2 毎月納付金は、毎月〇日までにその月分を納付しなければならない。ただし、第14条の規定により、休園を許可された者又は休園を命じられた者は、納付することを要しない。

(入園料)

第17条 入園を許可された者は、所定の日までに入園料〇〇〇円を納付しなければならない。

(返還)

第18条 既に納付した毎月納付金及び入園料は、原則として返還しない。

(減免)

第19条 園長は、特別の事情がある園児に対し、保護者の申請により毎月納付金及び入園料の全部又は一部を免除することができる。

第8章 ほう賞

(ほう賞)

第20条 園長は、心身の発達が著しく他の模範となる者をほう賞することができる。

第9章 雑則

第21条 この園則の実施に関し必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

- 1 この園則は、 年 月 日から実施する。
- 2

附 則

この改正は、 年 月 日から施行する。

〇〇専修学校学則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この専修学校は、〇〇学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第2条 本校は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、〇〇〇〇を養成することを目的とする。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

第4条 課程、学科及び生徒の定員については、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼 夜 別	入 学 定 員	総 定 員	修 業 年 限	入 学 資 格
〇〇専門課程	〇 〇 科		〇〇 人	〇〇 人	2 年	
	〇 〇 科		〇〇 人	〇〇 人		
〇〇高等課程	〇 〇 科		〇〇 人	〇〇 人	3 年	

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 毎月の第2及び第4土曜日
- (4) 学年始休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 夏季休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (6) 冬季休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (7) 学年末休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (8) その他校長が必要と認めた休業日

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第8条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2 別表に定める授業時数の1単位時間は、50分とする。

(授業時間)

第9条 授業時間は、次のとおりとする。

(1) ○○課程は、○時○分から○時○分まで

(2) ○○課程は、○時○分から○時○分まで

(授業時数の単位数への換算)

第10条 高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、35時間をもって1単位とする。

2 専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては○時間をもって1単位、演習にあつては○時間をもって1単位、実験、実習、実技にあつては○時間をもって1単位とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 他の専修学校、大学等において別表○に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時間の4分の1を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

第4章 入学、退学、休学、転学等

(入学時期)

第12条 本校の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第13条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第31条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から○日以内に第32条に定める入学料を添え手続をとらなければならない。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(復校)

第15条 退学した者が復校を希望するときは、校長は、特別な理由があると認めるときに限り、これを許可することができる。

(休学)

第 16 条 病気又は止むを得ない事由によって、○日以上休学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、3 月以上 1 年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長の許可を得なければならない。

(復学)

第 17 条 休学中の者が復学しようとするときは、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第 18 条 転学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転学の受入れ)

第 19 条 本校への転学を希望する者のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、指導要録の写その他必要な書類の送付を受けなければならない。

(転科)

第 20 条 転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転学後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。

2 生徒が転科しようとするときは、保護者と連署した別記様式第○号による転科願を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第 21 条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）その他感染症の予防に関して規定する法律に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第 5 章 成績評価、課程の修了及び卒業

(成績評価)

第 22 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期に行う試験、実習の成果、履修状況等に総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(卒業及び課程の修了の認定)

第 23 条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、卒業又は各学年の課程の修了の認定を行う。

(卒業証書の授与)

第 24 条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程の名称及び修業

作成例 32

年限を記載した卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第 25 条 前条により、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者には、専門士（〇〇専門課程）の称号を授与する。

第 6 章 職 員

第 26 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 人
- (2) 教 頭 人
- (3) 教 員 人

課程	〇〇課程	〇〇課程	計
教員	人	人	人
講師	人	人	人
助手	人	人	人

- (4) 事務教員 人
- (5) 学校医 人

第 7 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 27 条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第 8 章 賞 罰

(ほ う 賞)

第 28 条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲 戒)

第 29 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要があると認める場合には、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 授業料、入学検定料及び検定料等

(授業料等)

第30条 本校の授業料、実験実習費及び〇〇〇は、次のとおりとする。

課程・学科	〇〇課程		〇〇課程
	〇〇〇科	〇〇〇科	〇〇〇科
授業料	円(月額)	円(月額)	円(月額)
実験実習費	円(月額)	円(月額)	円(月額)
〇〇〇	円(月額)	円(月額)	円(月額)

- 2 授業料、実験実習費及び〇〇は、毎月（各学期ごとに）学校の指定する期日までにその月分（学期分）を納入するものとする。
- 3 授業料を期限内に納入しないときは、学校は遅滞なく期限を附し督促するものとする。
- 4 校長は、前項の督促をしてもなお、授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止又は除籍することができる。

(入学検定料)

第31条 入学を志願する者は、入学検定料〇〇円を納付しなければならない。

- 2 入学検定料の納付は、入学願書提出と同時にを行うものとする。

(入 学 料)

第32条 入学を許可された者は、定められた期間内に入学料〇〇円を納付しなければならない。

- 2 校長は、入学を許可した者が前項の入学料を期限内に納入しないときは、入学許可を取り消すことができる。

(返 還)

第33条 既に納付した授業料、入学検定料、入学料及び〇〇〇は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金を除き返還する。

(授業料等の減免等)

第34条 校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

- 2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第10章 寄 宿 舎

第35条 学校に寄宿舍を付置する。

- 2 寄宿舍に入舎しようとする者又は退舎しようとする者は、保護者と連署して校長に願い出なければならない。
- 3 寄宿舍には舎監を置く。
- 4 寄宿舍に関し必要な細則は、校長が別に定める。

第 11 章 附 帯 教 育

第 36 条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

科 名	昼 夜 別	修 業 期 間	総 定 員	備 考
			人	
			人	

2 附帯教育の入学料、授業料その他必要な事項は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(健康診断)

第 37 条 学校保健安全法第 13 条の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第 38 条 この学則の施行上必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和〇年〇月〇日から実施する。

附 則

この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。

ただし、第〇条の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日以前に入学した者については、なお従前の例による。

別 表

教 育 課 程 表

〇〇課程〇〇科

科目区分	選択の別 ・ 必修	授業科目	第1学年		第2学年		授業時数合計(単位数)
			単位数	年間授業時数	単位数	年間授業時数	
一般科目	必修						()
							()
							()
							()
	選択						()
							()
							()
							()
専門科目	必修						()
							()
							()
							()
	選択						()
							()
							()
							()
〇〇科目	必修						()
							()
							()
							()
	選択						()
							()
							()
							()
必修科目授業時数			/		/		()
選択科目授業時数			/		/		()
卒業に必要な総授業時数			/		/		()
年間授業日数			/		/		()

学校医の就任承諾書

年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 氏 名 様

住 所

診療機関名

氏 名

(署名又は記名押印)

〇〇学校設置認可の上は、学校医に就任することを承諾します。

学校歯科医の就任承諾書

年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 氏 名 様

住 所

診療機関名

氏 名 (署名又は記名押印)

〇〇学校設置認可の上は、学校歯科医に就任することを承諾します。

学校薬剤師の就任承諾書

年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 氏 名 様

住 所

診療機関名

氏 名 (署名又は記名押印)

〇〇学校設置認可の上は、学校薬剤師に就任することを承諾します。

(注)

- 1 幼稚園の場合は、「学校」を「幼稚園」と読み替える。
- 2 本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合は、設立代表者名、設置者が個人の場合は設置者名とすること。
- 3 「〇〇学校設置認可」を申請内容に応じて、「〇〇学校〇〇課程設置認可」「〇〇学校〇〇学科設置認可」とすること。

資 金 計 画 書

事業費			内 訳		自己資金		寄付金								(単位:円)	
借入金償還計画	区分	借入先	借入金 又は残高	年 度			年 度			年 度			年 度			備 考
				元	金	利 息	計	元	金	利 息	計	元	金	利 息	計	
既 往 債 務																
新 規 借 入																
	計															

[添付書類] 届出の前年度末現在の貸借対照表

(注)

- 1 備考欄には借入年月日、借入条件等を記入すること。
- 2 届出年度以後4年間を表示すること。

校舎等建築計画概要書

		総定員		人		学級数		学級				
建 築 概 要	建 築 場 所					工 事 種 別						
	用 途					構 造						
	延 床 面 積	新築(改築・増築)部分		m ² 取り壊し部分				m ²				
区 分		計画前面積A		建築後面積B		差引B-A		基準面積		備考		
設 置 基 準 等	校 地	校 舎 敷 地		m ²		m ²		m ²		/		
		屋 外 運 動 場						m ²		m ²		
		そ の 他 の 校 地								/		
		合 計								/		
	校 舎 等	校 舎										
		屋 内 運 動 場										
		小 計								/		
		寄 宿 舎										
		そ の 他								/		
		合 計								/		
校 舎 の 内 訳	区 分		建 築 前		取 り 壊 し		新 築 ・ 増 築		用 途 変 更		計	
			室 数 面 積		室 数 面 積		室 数 面 積		室 数 面 積		室 数 面 積	
	普 通 教 室		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
	特 別 教 室											
	校 長 室											
	事 務 室											
	職 員 室											
	函 書 室											
	保 健 室											
	屋 内 運 動 場											
	ト イ レ											
	そ の 他											
	計		/		/		/		/		/	

(注)

- 1 基準面積は、高等学校にあつては高等学校設置基準、小・中学校にあつては私立小・中・高等学校設置認可等審査基準、専修学校にあつては専修学校設置基準、各種学校にあつては各種学校規程により該当する区分に記載すること。
- 2 幼稚園の場合は「学校、校地、校舎」を「幼稚園、園地、園舎」と読み替える。
園舎の内訳は、保育室・遊戯室等の別により記入すること。
- 3 借用部分の面積は、各欄の上段に()で内書きすること。

V その他編

総教私第 162 号
令和元年 6 月 5 日

小・中・高等学校設置法人理事長 様

静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課長

私立小・中・高等学校の納付金引上げに係る事前説明について（通知）

このことについて、平成 4 年 11 月 9 日付け学第 647 号で依頼し、平成 6 年 2 月 16 日付け学第 830 号で事前説明書の様式の改定を行っておりますが、平成 27 年度からの学校法人会計基準改正を踏まえ、別添のとおり様式を改定しましたのでお知らせします。

記

【主な改正点】

- (1) 事前説明書様式
 - ・学校法人会計基準改正を踏まえ、費目名、指標等の修正を行いました。
- (2) 相談時期（期限）
 - ・翌年度募集要項への掲載等、対外的な広報を行う場合には、それ以前に事前相談してください。

担 当 指導班
電 話 054-221-2937
E-mail shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

様式1

年 月 日

静岡県私学振興課 様

学校法人名
理 事 長 氏 名

私立高等学校（中学校・小学校）における生徒納付金改定に関する事前説明書

高等学校（中学校・小学校）名	
担当者職・氏名	
電 話 番 号	

様式3

納付金改定理由書

- 1 納付金の改定理由を次の中から選んでください。
 - ① 施設・設備及び校地の充実
 - ② 経常的経費の増加への対応
 - ③ その他

- 2 上記の改定理由、改定予定額等について、具体的に説明してください。
 - (1) 改定理由

 - (2) 改定による収入増見込額

 - (3) 上記収入増加分の支出充当科目

過去の生徒納付金の推移及び来年度の改定予定額

【学科名】

区分	納付金の種類	年度	年度	年度	年度	本年度(A)	改定予定年度(B)	改定差額(C)	改定率
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(C) / (A) ×100 (%)
入学時 納付金	入学費								
	施設費								
	その他 ()								
毎月納付金 (月額)	授業料	1年							
		2年							
		3年							
	施設費	1年							
		2年							
		3年							
	実験実習費	1年							
		2年							
		3年							
	保健衛生費	1年							
		2年							
		3年							
図書費	1年								
	2年								
	3年								
その他 ()	1年								
	2年								
	3年								
その他 手数料等	入学検定料								
	その他 ()								

- (注) 1 学校・コースごとに納付金異なる場合には、異なる学科・コースごとに、本表を作成してください。
(併設校からの入学者についても、同様とします。)
- 2 表中「本年度」とは、事前説明を行う年度を刺します。(以下の様式についても同じ)

生徒数の推移及び見込み

(単位：人)

学科名		年度	年度	年度	本年度	年度
	1年					
	2年					
	3年					
	4年					
	5年					
	6年					
	1年					
	2年					
	3年					
	1年					
	2年					
	3年					
	1年					
	2年					
	3年					
合計	1年					
	2年					
	3年					

- (注) 1 合計欄は高等学校のみ記入してください。
 2 併設校からの入学者については () 書きに記入してください。
 3 各年5月1日現在数を記入してください。

教職員数・人件費の推移及び見込み

(単位：人)

教職員数		年度	年度	年度	本年度	年度
教員計						
	専任教員					
	兼任教員					
	非常勤教員					
職員計						
	専任職員					
	兼任職員					
	非常勤職員					
合 計						

(単位：千円)

教職員人件費		年度	年度	年度	本年度	年度
教員人件費						
	本務教員					
	本俸					
	期末手当					
	その他の手当					
	所定福利費					
	兼務教員					
職員人件費						
	本務職員					
	本俸					
	期末手当					
	その他の手当					
	所定福利費					
	兼務職員					
役員報酬支出						
退職金支出						
退職給与引当金繰入金						
合 計						

事業活動収支決算及び見込み

(単位：円)

科	目	年度	年度	年度	本年度	年度	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒納付金収入					
		授業(保育)料収入					
		入学金(入園料)収入					
		実験実習料(教材費)収入					
		施設費					
		その他					
		手数料収入					
		入学(入園)検定料					
		その他					
		寄付金収入					
		補助金収入					
		県経常費補助金					
		その他					
		付随事業収入					
		雑収入					
		教育活動収入計					
		事業活動支出の部	人件費				
			教育研究経費				
	管理経費						
	徴収不能額等						
教育活動支出計							
教育活動収支差額							
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金					
		その他の教育活動外収入					
		教育活動外収入計					
	事業活動支出の部	借入金等利息					
		その他の教育活動外支出					
		教育活動外支出計					
教育活動外収支計							
経常収支差額							
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額					
		その他の特別収入					
		特別収入計					
	事業活動支出の部	資産処分差額					
		その他の特別支出					
		特別支出計					
特別収支差額							

科目	年度	年度	年度	本年度	年度
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計					
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

※ 基本金組入額内訳

第1号基本金					
借入金返済					
施設関係					
設備関係					
第2号基本金					
第3号基本金					
第4号基本金					
その他()					
計					

(改定しなかった場合、額の変化する科目について、以下の該当欄に記入してください。)

学生生徒納付金収入	—	
手数料収入		
その他()		
その他()		
その他()		
当年度収支差額		
前年度繰越収支差額		
翌年度繰越収支差額		
教育活動収入－事業活動支出		

【作成上の注意事項】

- (1) 前年度以前は決算額、本年度は当初予算額ではなく、決算見込額を記入すること。
- (2) 学生生徒納付金収入は、様式4に対応したものとすること。
- (3) 手数料収入は、生徒数減に対応したものとすること。
- (4) 寄付金は、特別の寄付金募集の計画が無ければ、平均的な額を記入すること。
(過去何年かの平均、前年度決算額と同額など)
- (5) 県経常費補助金は、前年度決算額と同額を記入すること。
- (6) 人件費は、様式5に対応したものとすること。
- (7) 教育研究経費は、様式7に対応したものとすること。
- (8) 管理経費は、様式8に対応したものとすること。
- (9) 上記以外の項目については、各学校の事情に合わせて積算すること。
- (10) 見込額については、各科目ごとの算出方法について説明できるようにしておくこと。

教育研究経費内訳

(単位：円)

教育研究経費	年度	年度	年度	本年度	年度
教育研究経費計					
消耗品費					
光熱水費					
旅費交通費					
奨学費					
印刷製本費					
研究費					
研修費					
出版物費					
生徒厚生費					
教育活動行事費					
支払報酬料					
通信費					
修繕費					
諸会費					
損害保険料					
委託費					
支払手数料					
会議費					
賃借料					
公租公課					
補助活動費					
雑費					
減価償却費					

管理経費内訳

(単位：円)

管理経費	年度	年度	年度	本年度	年度
管理経費計					
消耗品費					
光熱水費					
旅費交通費					
福利費					
印刷製本費					
研修費					
出版物費					
支払報酬料					
通信費					
修繕費					
諸会費					
渉外費					
損害保険料					
委託費					
支払報酬料					
会議費					
賃借料					
広報費					
公租公課					
補助活動費					
雑費					
減価償却費					

施設・設備等の拡充計画及び実績

事業年度	事業名 (事業内容)	工期	事業費	財源内訳					借入金の内訳				
				2号基本金	補助金 (うち国庫)	寄付金	借入金	その他 (具体的に)	借入先	借入額	償還期間	改定年度の 償還額	

(注) 1 納付金を財源として充当するものについて記入してください。
 2 詳細な説明資料があれば、添付してください。

貸借対照表（抜粋）

（単位：円）

区分		前年度末
その他の 固定資産	有価証券	
	減価償却引当特定預金・資産	
	施設設備拡充特定預金・資産	
	特定預金・資産	
	特定預金・資産	
	特定預金・資産	
流動資産	現金預金	
	有価証券	
固定負債	長期借入金	
流動負債	短期借入金	
基本金	2号基本金	
収支差額	合 計	

事業活動収支計算書関係財務比率

(単位：%)

			年度	年度	年度	本年度	年度
収支状況	基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入}-\text{基本金組入額}}$					
	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$					
	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$					
	教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$					
学生生徒等納付金状況	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$					
補助金の比重	経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{経常収入}}$					
人件費の比重、水準	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$					
	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$					
経費の比重、水準	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$					
	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$					
	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{経常収入}}$					

(注) 本表は、様式6、7と対応させること。

私立学校関係事務の手引き

第二次改訂 平成 14 年 4 月 1 日

第三次改訂 令和 4 年 4 月 1 日

第四次改訂 令和 7 年 4 月 1 日

編集・発行 静岡県健康福祉部
こども若者局私学振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号